

# ごみ処理基本計画書

平成 22 年度

岩内地方衛生組合

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画対象区域	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	2
5. 広域処理の経緯・基本方針	2
第2章 行政区域の概況	4
1. 位置	4
2. 地象	4
3. 気象	5
4. 人口	6
5. 産業	6
第3章 ごみ処理の現状	8
1. ごみ処理体制	8
2. 行政区域内人口	10
3. ごみ排出量	11
4. 収集運搬	13
5. 中間処理	15
6. 最終処分	16
7. ごみの排出抑制・減量化	17
8. ごみ処理費用	18
9. 一般廃棄物処理システムの評価	19
第4章 ごみ処理の課題	22
第5章 ごみ処理関連の動向	23
1. 環境基本計画	23
2. 循環型社会形成推進基本計画	24
3. 廃棄物処理法基本方針	25
4. 廃棄物処理施設整備計画	25
5. 北海道循環型社会形成推進基本計画	26
第6章 計画の基本方針	27
1. 基本方針	27
2. 数値目標	28
第7章 ごみ量の見込み	30
第8章 ごみ処理計画	33
1. 基本方針の推進方策	33
2. 収集運搬計画	38
3. 中間処理計画	39
4. 最終処分計画	43
5. その他の計画	47
6. ごみ処理フロー	49
7. 事業スケジュール	50

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の仕組みを根本から見直し、循環型社会を構築するため、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、基本的枠組みが示された。この法律の下で、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が両輪となって廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るほか、個別物品の特性に応じた規制法である「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」などに沿った具体的な施策の展開により、循環型社会形成に向けた取り組みは、ある一定の成果を得ている。

北海道においても、ごみの減量化やリサイクルを総合的・計画的に進めるため、平成17年3月に「北海道循環型社会推進基本計画」を策定し、循環型社会形成に向けた取組を進めてきた。その後、循環型社会の形成を加速させるためには新たな制度的な枠組みが必要との考えから、「北海道循環型社会の推進に関する条例」を制定し、この条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、北海道が講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」を平成22年4月に策定した。

岩内地方衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成3年度、平成13年度、平成19年度に「ごみ処理基本計画」を策定し、啓発・啓蒙などによる発生抑制やごみ減量化の推進、資源ごみの分別収集・資源化によるリサイクルの推進、最終処分場の整備やダイオキシン類対策のための焼却施設の改造を行って適正処理の確保に努めてきたところであるが、国や北海道における新たな計画策定などを受け、また中間処理施設及び最終処分場の整備が必要となってきたことから、計画を見直すこととした。

ここに策定する「ごみ処理基本計画」は、本組合における更なる循環型社会形成・ごみの適正処理に向けて必要となる目標及び施策等を明らかにするものである。

### 2. 計画対象区域

本組合の行政区域内全域（岩内町・共和町・泊村・神恵内村全域）とする。

### 3. 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項に定められている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理基本計画を策定する。

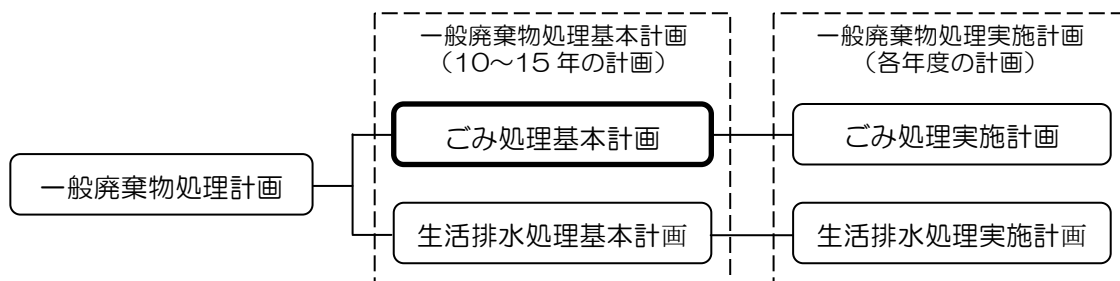


図 1-1 ごみ処理基本計画の位置づけ

### 4. 計画期間

平成 23 年度から平成 37 年度までの 15 年間とする。また、平成 27 年度と平成 32 年度を中間目標年次とし、計画目標の達成状況等の確認を行うほか、必要に応じて計画の見直しを行う。

計画期間：平成 23～37 年度  
 中間目標年次：平成 27 年度、平成 32 年度

### 5. 広域処理の経緯・基本方針

本組合の構成町村である岩内町・共和町・泊村・神恵内村は、北海道が平成 9 年に策定した「ごみ処理の広域化計画」の中で、後志支庁（現在は後志総合振興局）管内の南部に位置する 14 町村（構成 4 町村のほかに蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、島牧村、寿都町、黒松内町）で構成される南後志ブロックに枠組みされた。南後志ブロックでは、南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会を設立し、平成 11 年度に「南後志地域ごみ処理広域化基本計画」を策定して次の基本方針を示した。

- 南後志ブロックを3つのグループ（岩宇・羊蹄・南部）に分けて考え、各々のグループに集約施設を設ける。
- 岩宇グループは、岩内地方衛生組合の現有ごみ焼却施設を改造し可燃ごみの処理を行う。
- 羊蹄グループは、倶知安町の現有ごみ焼却施設を改造しグループ内 7 町村の可燃ごみの処理を行う。

- 南部グループは、南部後志衛生施設組合の現有ごみ焼却施設を改造し可燃ごみの処理を行う。
- 平成27年度以降、南後志ブロック全体として可燃ごみの集約施設を新設する。

この基本方針に基づき、岩宇・南部グループは、平成14年12月のダイオキシン規制に伴うごみ焼却施設の改造を行い、また羊蹄グループは、平成14年度に倶知安町のごみ焼却施設の改造を行い、他の6町村のごみ焼却施設を廃止して、広域処理をしてきた。

平成20年度に南後志地域廃棄物広域処理連絡協議会による協議を再開し、今後のごみ広域処理に向けた検討を重ねた結果、次の方針をまとめた。

- 岩宇グループ・南部グループは、当面は現有ごみ焼却施設で可燃ごみの処理を行うこととし、施設更新時に集約化の方向で検討する。
- 羊蹄グループは、平成27年度の供用開始を目処に、ごみ焼却施設の更新を検討する。

その後、岩宇グループ・南部グループは、岩内地方衛生組合と南部後志衛生施設組合が共同で検討を進め、現状の枠組みでそれぞれにおいて施設更新を行うこととした。

#### 本組合の概要

岩内地方には、一部事務組合として、隔離病舎組合（昭和39年8月19日設立）、衛生処理組合（昭和43年3月30日設立）、じん芥処理組合（昭和51年3月9日設立）の三組合があったが、昭和58年6月1日に合併し、その名称を「岩内地方衛生組合」に変更して現在に至っている。構成町村は、岩内町・共和町・泊村・神恵内村の2町2村である。

## 第2章 行政区域の概況

### 1. 位置

行政区域は北海道の道央圏、後志支庁管内のほぼ中央に位置し、札幌市から約 90km、小樽市から約 50km の距離にある。

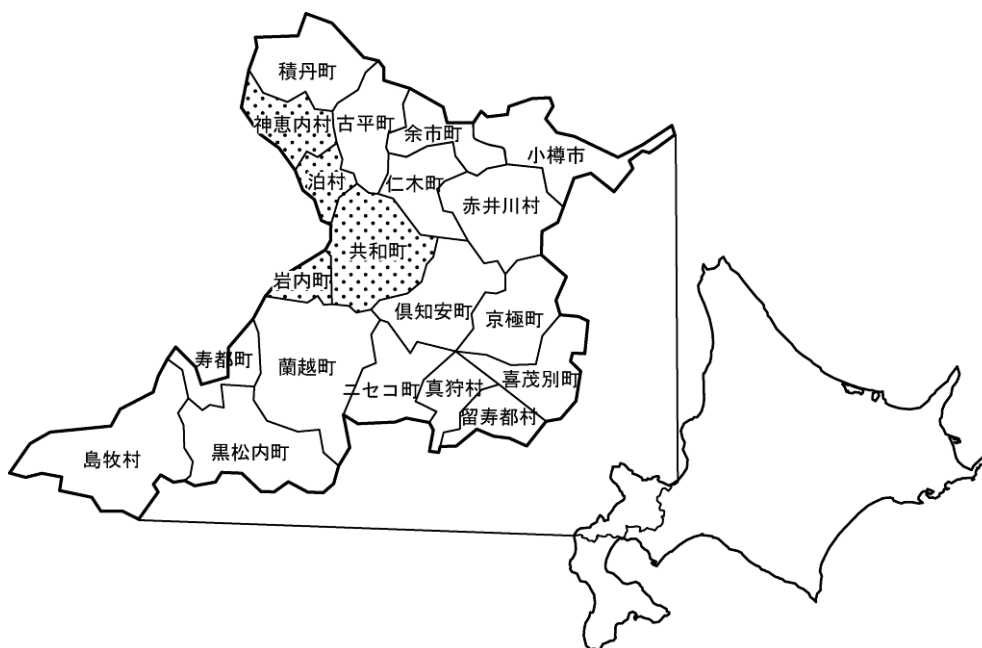


図 2-1 行政区域の位置

### 2. 地象

岩内町と共和町は、ニセコ連峰や岩内岳などの 1,000m級の山々が背後に聳え、その裾野には比較的穏やかな丘陵地が広がっている。また、河川下流部には沖積平野（岩内平野）が広がり、その部分に市街地ならびに農地が整備されている。

泊村と神恵内村は、東部の山岳地域、その麓から海岸線まで形成された台地、海岸線ならびに河川下流域に形成された沖積平野に三分される。海岸部付近では、50m程度の断崖となって海に落ち込む険しい地形が多く、数少ない平坦部には集落が形成されている。

### 3. 気象

岩内町と神恵内村の地域気象観測所における1979～2000年の月別平均値、及び直近3年間の年間値を表2-1、2-2に示す。

気温は、寒冷地の中では寒暖の差が内陸部に比べて比較的少ない。岩内町と神恵内村を比較した場合、年間を通じた平均気温に大きな差はないが、冬期間の冷え込みは岩内町の方がきびしい。

降水量は、岩内町の年間降水量は神恵内村よりも月別平均値で300mm程度も少なく、直近3年では280mm程度も少ない。

表2-1 気象データ（共和観測所）

区分	平均気温℃	最高気温℃	最低気温℃	降水量 mm	平均風速 m/s
1月	▲3.5	▲1.1	▲6.5	65.7	5.4
2月	▲3.2	▲0.7	▲6.3	39.6	4.8
3月	0.0	2.7	▲3.3	38.8	4.4
4月	6.1	9.6	2.3	49.1	3.9
5月	11.0	14.9	6.8	55.2	3.3
6月	15.4	19.2	11.6	42.3	2.7
7月	19.5	23.1	16.2	77.9	2.3
8月	21.4	25.1	17.8	110.5	2.5
9月	17.1	21.4	12.7	117.4	3.0
10月	11.1	15.0	6.8	118.0	3.7
11月	4.7	7.8	1.4	102.3	5.0
12月	▲0.6	1.8	▲3.4	76.7	5.4
平成19年	8.6	32.1	▲9.9	840	3.6
平成20年	11.1	31.0	▲10.0	634	3.1
平成21年	8.7	30.4	▲12.6	977	3.5

表2-2 気象データ（神恵内観測所）

区分	平均気温℃	最高気温℃	最低気温℃	降水量 mm	平均風速 m/s
1月	▲2.7	▲0.7	▲4.7	119.0	4.4
2月	▲2.3	▲0.4	▲4.3	80.0	3.8
3月	0.9	3.1	▲1.4	68.7	3.4
4月	6.5	9.2	3.8	67.9	2.6
5月	11.1	14.3	8.1	84.7	2.2
6月	15.2	18.5	12.4	53.6	1.8
7月	19.4	22.5	16.8	103.0	1.7
8月	21.6	24.7	18.9	110.9	2.0
9月	18.0	21.4	14.8	138.4	2.7
10月	12.2	15.2	9.2	141.0	3.5
11月	5.5	8.1	2.8	112.7	4.4
12月	0.1	2.3	▲2.1	106.3	4.5
平成19年	9.2	31.1	▲6.6	1,117	3.0
平成20年	9.2	28.4	▲9.9	932	2.8
平成21年	9.1	27.7	▲8.1	1,249	3.0

## 4. 人口

国勢調査における過去3回の人口及び世帯数を表2-3に示す。

人口は、泊村では平成7年度に比べて平成17年度は増えているが、その他の町村は減少している。全体では10年間で8.9%の減少となっている。

世帯数は、岩内町では減少しているが、共和町及び泊村は平成7年度に比べて平成17年度は増加している。

1世帯あたりの人口は各町村とも減少している。

表2-3 国勢調査における人口と世帯数の推移

区 分		岩内町	共和町	泊村	神恵内村	合 計
人 口(人)	7年度	17,895	7,430	2,128	1,481	28,934
	12年度	16,726	7,249	2,040	1,325	27,340
	17年度	15,744	7,112	2,185	1,319	26,360
世帯数(世帯)	7年度	7,069	2,696	880	612	11,257
	12年度	6,969	2,752	857	579	11,157
	17年度	6,853	2,962	1,036	612	11,463
人口/世帯数 (人/世帯)	7年度	2.53	2.76	2.42	2.42	2.57
	12年度	2.40	2.63	2.38	2.29	2.45
	17年度	2.30	2.40	2.11	2.16	2.30

## 5. 産業

平成17年度の国勢調査における産業分類を表2-4に示す。

各町村とも第3次産業人口の占める割合が高くなっており、全体では第1次産業12.2%、第2次産業29.7%、第3次産業58.1%となっている。

共和町及び神恵内村では、第1次産業人口割合が他町村よりも高くなっている。特に共和町は、農業人口が多く、第1次産業人口が第2次産業人口よりも多くなっている。



表2-4 平成17年度国勢調査における産業分類

(単位：人)

区 分		岩内町	共和町	泊 村	神恵内村	合 計
第1次産業	農業	138	1,050	3	2	1,193
	林業	8	2	2	2	14
	漁業	160	5	85	119	369
	小 計	306	1,057	90	123	1,576
第2次産業	鉱業	3	—	—	1	4
	建設業	1,577	607	323	183	2,690
	製造業	844	229	37	16	1,126
	小 計	2,424	836	360	200	3,820
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	47	268	72	—	387
	情報通信業	9	8	1	—	18
	運輸業	344	98	18	8	468
	卸売・小売業	1,210	332	100	60	1,702
	金融・保険業	144	38	8	3	193
	不動産業	17	4	2	—	23
	飲食店、宿泊業	508	120	61	38	727
	医療、福祉	572	202	99	63	936
	教育、学習支援業	254	109	21	21	405
	複合サービス事業	126	87	22	13	248
	サービス業（他に分類されないもの）	1,108	536	98	62	1,804
	公務（他に分類されないもの）	326	117	72	53	568
	分類不能の産業	—	1	1	—	2
	小 計	4,665	1,920	575	321	7,481
合 計	7,395	3,813	1,025	644	12,877	

## 第3章 ごみ処理の現状

### 1. ごみ処理体制

本組合では、図3-1に示すように構成町村から排出される一般廃棄物の中間処理及び最終処分を行っており、施設搬入までは構成町村の事業範囲となっている。



図3-1 ごみ処理の事業範囲

ごみ処理処分フローは図3-2に示すとおりであり、可燃ごみは、じん芥処理場焼却施設で焼却し、残さを最終処分場で埋立処分している。不燃ごみ及び粗大ごみは、じん芥処理場破碎施設で破碎できるものとできないものに選別し、それぞれ破碎、埋立している。破碎物は選別装置により鉄類・可燃物・不燃物の三種に選別し、それぞれ売却、焼却処理、埋立処分している。資源ごみは、資源化施設で選別・保管し、有効利用を図っている。

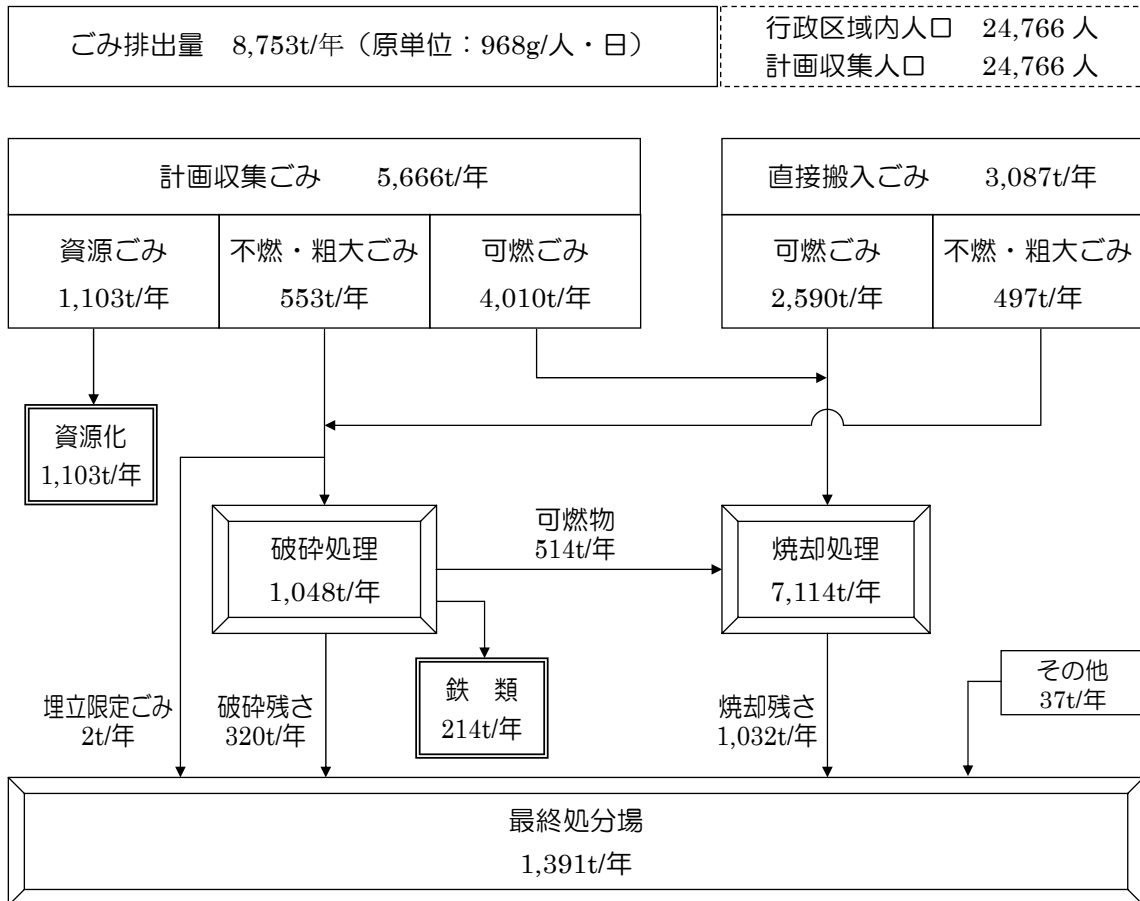


図3-2 ごみ処理フロー（平成21年度実績）

## 2. 行政区域内人口

構成町村の過去10年間の行政区域内人口の推移（平成12～21年度の住民基本台帳年度末人口）を表3-1に示す。行政区域内人口は各町村とも減少傾向にあり、近年の構成町村全体の対前年度比は▲1.5～2.0%となっている。

平成13年度までは共和町と泊村で一部自家処理区域があったが、平成14年度以降は各町村とも行政区域内全域を計画収集しており、計画収集人口は行政区域内人口と同値となっている。

表3-1 行政区域内人口の推移

(単位：人)

区分	岩内町	共和町	泊村	神恵内村	合計
平成12年度	17,201	7,311	2,127	1,246	27,885
13	17,117	7,297	2,094	1,222	27,730
14	16,839	7,178	2,100	1,225	27,342
15	16,573	7,173	2,114	1,199	27,059
16	16,386	7,056	2,098	1,172	26,712
17	16,354	7,036	2,082	1,134	26,606
18	16,061	6,934	2,070	1,103	26,168
19	15,763	6,844	2,024	1,090	25,721
20	15,437	6,755	1,983	1,091	25,266
21	15,086	6,643	1,960	1,077	24,766

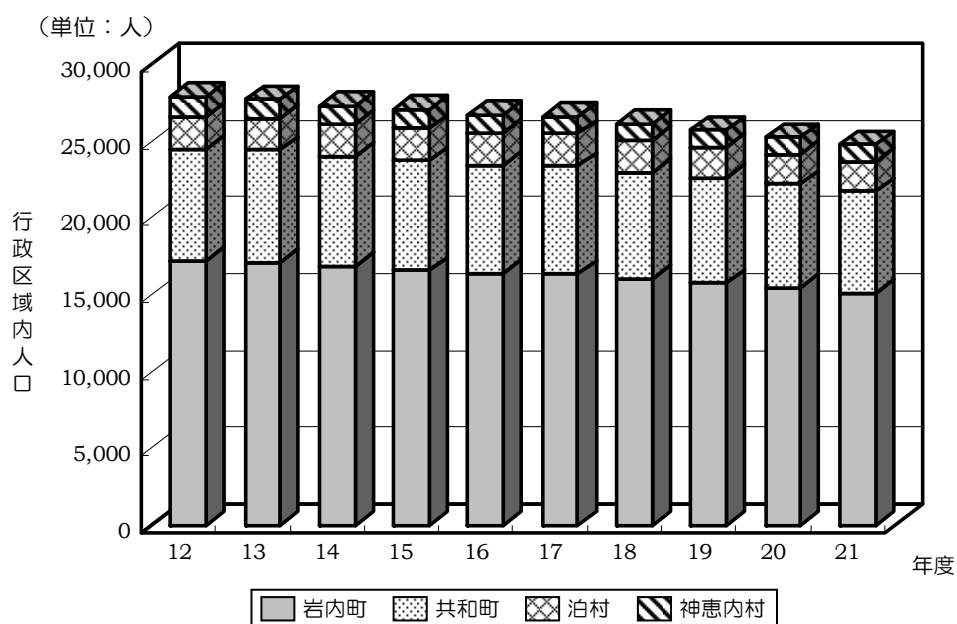


図3-3 行政区域内人口の推移

### 3. ごみ排出量

構成町村の過去10年間のごみ排出量（計画収集ごみと直接搬入ごみの合計量）の推移を表3-2に示す。また、行政区域内人口から算出した1人1日あたりの平均排出量（ごみ排出原単位）を表3-3に示す。

ごみ排出量は、ごみ処理有料化実施（神恵内村は平成19年10月開始、岩内町・共和町・泊村は平成20年6月開始）の影響により大きく減少した。構成町村全体で見ると、ごみ処理有料化前は概ね12,500～13,000 t/年で推移していたが、平成21年度は8,753 t/年まで減少（前年度から21.3%の減少）した。

ごみ排出原単位は、共和町と神恵内村で低く、泊村で高くなっている。ごみ排出量と同様に、いずれの町村もごみ処理有料化により減少し、構成町村全体で見ると、平成21年度は968 g/人日と1,000 g/人日を下回った。

表3-2 ごみ排出量の推移

（単位：t/年）

区分	岩内町	共和町	泊村	神恵内村	合計
平成12年度	8,975	2,349	1,011	749	13,084
13	8,604	2,492	977	752	12,825
14	8,384	2,562	1,026	737	12,709
15	8,518	2,589	1,012	702	12,821
16	8,401	2,695	1,020	715	12,831
17	8,268	2,846	1,075	702	12,891
18	7,936	2,641	1,307	663	12,547
19	7,656	2,405	1,437	531	12,029
20	7,434	2,084	1,339	309	11,116
21	5,736	1,639	1,076	302	8,753

表 3-3 ごみ排出原単位の推移

(単位：g/人日)

区 分	岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村	合 計
平成 12 年度	1,430	880	1,302	1,647	1,286
13	1,377	936	1,278	1,686	1,267
14	1,364	978	1,339	1,648	1,273
15	1,408	989	1,312	1,604	1,298
16	1,405	1,046	1,332	1,671	1,316
17	1,385	1,108	1,415	1,696	1,327
18	1,354	1,043	1,730	1,647	1,314
19	1,331	963	1,945	1,335	1,281
20	1,319	845	1,850	776	1,211
21	1,042	676	1,504	768	968

※ごみ排出原単位=(計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量)÷行政区域内人口÷365日×1,000,000

(単位：t/年)

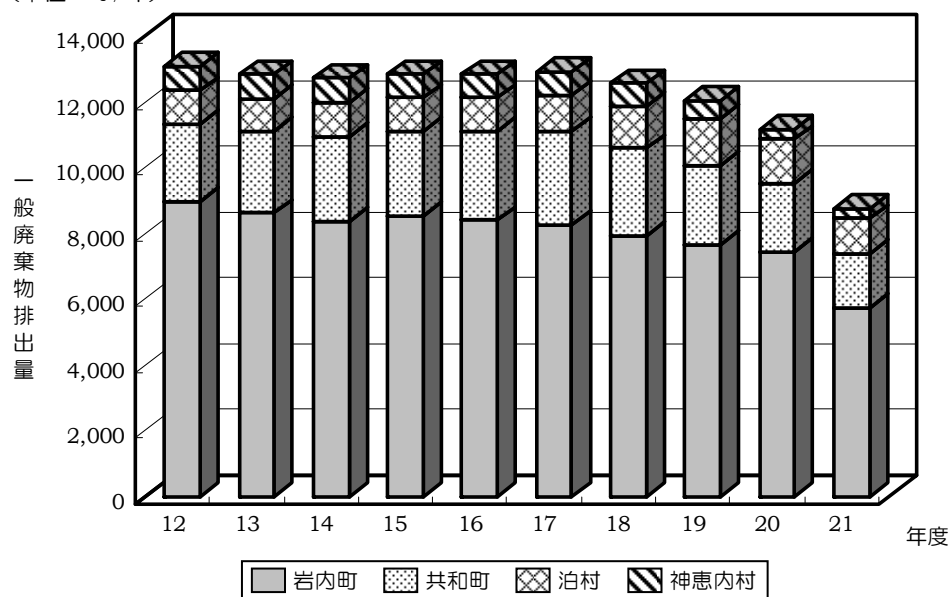


図 3-4 ごみ排出量の推移

## 4. 収集運搬

### 4-1 分別区分と排出方法

ごみの分別区分は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの4区分である。資源ごみの分別収集は、各町村とも平成12年度より実施している。

分別区分ごとのごみの種類及び排出方法は表3-4のとおりである。

表3-4 ごみの種類と排出方法

区分	ごみの種類	排出方法
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類（紙くず、ちり紙、紙容器など）</li> <li>衣類、布類</li> <li>生ごみ、食用油</li> <li>木の枝、草、花</li> <li>木製品</li> <li>皮革製品、ゴム製品</li> <li>紙おむつなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定されたごみ袋を使用して、あるいはごみ処理券を貼って排出する</li> <li>食用油は紙や布にしみこませるか、凝固剤で固めて出す</li> <li>枝は長さ50cm以内とし径30cm程度にまとめる</li> <li>1辺が50cm以上の木製品は不燃ごみとして出す</li> </ul>
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電製品</li> <li>台所用品、水回り用品</li> <li>ガラス、せともの</li> <li>プラスチック製品（文具、おもちゃなど）</li> <li>資源物として収集していない容器類（油・化粧品びんや容器、汚れのひどいものなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定されたごみ袋を使用して、あるいはごみ処理券を貼って排出する</li> <li>割れたコップやガラスは紙などに包んで出す</li> <li>ビデオテープやカセットテープは可燃ごみとして出す</li> </ul>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具類</li> <li>絨毯、カーペット</li> <li>家電製品</li> <li>その他（ミシン、自転車など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理券を貼って排出する</li> <li>家電製品は家電リサイクル法該当品を除いたもの</li> </ul>
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>びん類（飲料用、食品用の容器）</li> <li>缶類（飲料用、食品用の容器）</li> <li>ペットボトル（飲料用、食品用の容器）</li> <li>プラスチック製容器包装（ポリ袋、外装フィルム類、プラスチック製ボトル、トレイ、パック、カップなど）</li> <li>新聞紙</li> <li>雑誌類</li> <li>ダンボール</li> <li>紙パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>びん類はすべての色を一緒にして出す</li> <li>缶類はスチール缶、アルミ缶を一緒にして出す</li> <li>新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パックはひもで縛って出す</li> </ul> <p>※資源ごみは無料収集</p>
収集できないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイヤ、自動車部品、廃油</li> <li>屋外ホームタンク、ドラム缶</li> <li>農薬などの化学薬品・液状のもの</li> <li>小動物の死体</li> <li>事業活動に伴う廃棄物・引越などによる一時的な多量のもの</li> <li>処理施設での処理が困難な形状・量・寸法のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火器、バッテリー、ガスボンベ、オートバイ</li> <li>ピアノ</li> <li>注射器、注射針</li> <li>各種リサイクル法に該当するもの</li> </ul>

4-2 収集運搬体制

構成町村の収集運搬は、表3-5に示す体制で行われている。

収集区域は、構成町村いずれも行政区域全域としている。収集運搬実施主体は構成町村とも委託業者が行っている。収集頻度は可燃ごみ週2回、不燃ごみ週1回が多いの町村で実施している頻度であるが、共和町では不燃ごみは月2回、泊村では可燃ごみは週4回収集している。排出方式はステーション方式が一般的であるが、岩内町では可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを戸別収集している。

表3-5 収集運搬体制

区分	岩内町	共和町
収集形態	委託	委託
収集頻度	可燃：週2回 不燃：週1回 粗大：種類に応じて可燃か不燃の同日 資源：プラは週1回、それ以外は月2回	可燃：週2回 不燃：月2回 粗大：月2回 資源：紙・プラは月4回、それ以外は月2回
排出方法	可燃・不燃・粗大は戸別方式（一部ステーション方式） 資源はステーション方式	ステーション方式

区分	泊村	神恵内村
収集形態	委託	委託
収集頻度	可燃：週4回 不燃：週1回 粗大：年2回 資源：週1回	可燃：週2回 不燃：週1回 粗大：年4回 資源：週1回
排出方法	ステーション方式	ステーション方式 粗大ごみは戸別方式

4-3 指定ごみ袋・ごみ処理券の料金

指定ごみ袋及びごみ処理券の料金を表3-6に示す。

表3-6 指定ごみ袋、ごみ処理券の料金

区分		サイズ	枚数	料金
指定ごみ袋	可燃ごみ 不燃ごみ	5リットル	10枚入り	150円
		10リットル	10枚入り	300円
		20リットル	10枚入り	600円
		40リットル	5枚入り	500円
ごみ処理券	粗大ごみ		1枚	200円
	粗大ごみ以外		1枚	100円



## 5. 中間処理

本組合は、中間処理施設としてじん芥処理場を有している。本処理場には、焼却施設と破碎施設があり、ともに昭和53年10月に竣工している。

このうち焼却施設は、廃棄物処理法ダイオキシン規制に対応するため、国庫補助事業を導入して平成13～14年度の2カ年で改良工事を実施し、現在は1日16時間運転、処理能力40t炉1基にて運転している。焼却時の余熱については、温水として施設内の給湯と暖房に利用している。

破碎施設は、処理能力が1日当たり20tの回転式破碎機で、不燃ごみ及び粗大ごみを処理している。破碎物は、磁選機によって鉄類を回収し、売却している。破碎残さ及び破碎できないごみ（埋立限定ごみ）は、埋立処分している。稼働後30年以上経過するが、適宜補修を行いながら現在も継続利用している。

焼却施設、破碎施設の処理実績を表3-7、表3-8に示す。

表3-7 焼却処理の実績

(単位：t/年)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
搬入量	計画収集ごみ	8,807	7,418	7,092	5,146	4,010
	直接搬入ごみ	1,404	2,442	2,364	2,708	2,590
	破碎可燃物	1,659	1,867	1,673	1,679	514
	合 計	11,870	11,727	11,129	9,533	7,114
焼却処理		11,847	11,747	11,084	9,651	7,143
焼却残さ		2,076	2,189	2,021	1,873	1,032

表3-8 破碎処理の実績

(単位：t/年)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
搬入量	計画収集ごみ	1,833	1,661	1,694	1,592	553
	直接搬入ごみ	672	834	689	646	497
	合 計	2,505	2,495	2,383	2,238	1,050
処理量	破碎処理	2,498	2,478	2,379	2,232	1,048
	埋立限定ごみ	7	17	4	6	2
破碎選別量	破碎可燃物	1,659	1,867	1,673	1,679	514
	破碎残さ	333	139	270	131	320
	有価物	506	472	436	422	214
	合 計	2,498	2,478	2,379	2,232	1,048

## 6. 最終処分

本組合の最終処分場は、平成7～8年度の2ヶ年工事でじん芥処理場の隣接地に整備した。埋立面積8,320m<sup>2</sup>、埋立容量45,000m<sup>3</sup>、計画埋立期間は15年間で、水処理施設は処理能力20m<sup>3</sup>/日、処理方式は回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過である。

この処分場では、じん芥処理場からの焼却残さ及び破碎残さ、破碎処理が困難な埋立限定ごみ、水処理汚泥等を埋立処分している。平成8年12月の埋立開始から本年度末で14年4ヶ月が経過するが、ごみ処理有料化などによるごみ排出減量の効果で平成26年度頃まで埋立できる見込みである。

埋立処分の実績を表3-9に示す。

表3-9 埋立処分の実績

(単位：t/年)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
搬 入 量	焼却残さ	2,076	2,189	2,021	1,873	1,032
	破碎残さ	333	139	270	131	320
	埋立限定ごみ	7	17	4	6	2
	水処理汚泥	15	12	11	11	10
	その他	12	19	19	17	27
	合 計	2,443	2,376	2,325	2,038	1,391

## 7. ごみの排出抑制・減量化

ごみの排出抑制・減量化を図るため、構成町村それぞれで取り組みを行っている。

### 7-1 啓発活動

広報誌等を通じた啓発を行い、住民意識の高揚を図っている。

### 7-2 集団回収

町内会・子供会等が自発的に行っている。

岩内町では、町内にあるバイオディーゼル燃料製造事業所での廃油リサイクルを図るため、廃食用油の回収を促している。

### 7-3 生ごみの減量化・資源化

岩内町では、電動生ごみ処理機の購入助成を行っている。5万円を限度として、1世帯1台、2分の1以内の助成を行っている。

共和町では、コンポスト容器・電動生ごみ処理機・有用微生物群使用容器の購入助成を行っている。コンポスト容器は、4千円を限度として、1世帯2台、2分の1以内の助成を行っている。電動生ごみ処理機は、4万円を限度として、1世帯1台、2分の1以内の助成を行っている。有用微生物群使用容器は、1,500円を限度として、1世帯1台、2分の1以内の助成を行っている。また、給食センターに生ごみ処理機を導入し、事業系生ごみの減量化に努めている。

### 7-4 繊維リサイクル

構成町村すべてにおいて、古着・古布などを回収してウエスにリサイクルする取り組みを行っている。

### 7-5 ごみ処理有料化

ごみ処理費用の公平化を図り、ごみ減量化やごみに対する意識改革を促すため、神恵内村は平成19年10月から、岩内町・共和町・泊村は平成20年6月から実施している。

### 7-6 その他

一部スーパーでは、トレイ・紙パックの回収ポストを設置し、自主的にごみの減量化に取り組んでいる。また大手スーパーでは、ダンボールと発泡スチロールについて独自の回収ルートを設け、ごみの減量化・資源化に努めている。

## 8. ごみ処理費用

本組合における平成17～22年度のごみ処理費用実績（22年度は見込み）を表3-10に示す。

人件費、物件費等の直接経費と議会費等の間接経費を合わせた経常経費は270,000千円前後で推移している。これをごみ排出量1tあたりに換算すると、平成21年度では約35,000円、人口1人あたりに換算すると約10,800円となる。平成17年度との比較では、ごみ排出量1tあたり経費が1.72倍、人口1人あたり経費が1.11倍となっている。

表3-10 ごみ処理費用

(単位：千円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度*	
直接経費	人件費	69,063	65,865	73,046	64,476	63,103	64,938
	物件費	43,596	43,513	47,498	47,977	40,085	47,812
	委託費	25,579	27,546	27,853	40,867	37,152	39,913
	維持補修費	15,102	22,918	12,802	13,430	24,280	19,100
	小 計	153,340	159,842	161,199	166,750	164,620	171,763
間接経費	議会費	197	241	168	163	138	247
	総務費	16,447	15,585	16,343	16,381	15,753	16,619
	公債費	89,628	89,085	88,579	88,066	87,552	87,089
	小 計	106,272	104,911	105,090	104,610	103,443	103,955
経常経費 合計	259,612	264,753	266,289	271,360	268,063	275,718	
(ごみ1tあたり：円)	20,416	21,431	22,493	26,889	35,041	36,042	
(人口1人あたり：円)	9,802	10,173	10,396	10,765	10,839	11,147	
建設工事費等臨時的経費	3,234	0	5,565	14,490	15,435	14,500	
リサイクルセンター経費	0	0	0	46,750	51,000	51,000	
総 計	262,846	264,753	271,854	332,600	334,498	341,218	

※22年度は当初予算を記載

## 9. 一般廃棄物処理システムの評価

### 9-1 廃棄物の発生

ごみ排出原単位について評価する。過去5年間のごみ排出原単位を表3-11に示す。

構成町村のごみ排出原単位は、ごみ処理有料化により減少している。北海道及び全国のデータが公表されている平成20年について見ると、共和町・神恵内村で北海道及び全国の値を大きく下回っている。平成21年では、岩内町も北海道及び全国の値とほぼ同等であると想定される。

表3-11 ごみ排出原単位

(単位：g/人日)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
岩内町	1,385	1,354	1,331	1,319	1,042
共和町	1,108	1,043	963	845	676
泊村	1,415	1,730	1,945	1,850	1,504
神恵内村	1,696	1,647	1,335	776	768
構成町村全体	1,327	1,314	1,281	1,211	968
北海道	1,221	1,193	1,134	1,072	—
全国	1,131	1,115	1,089	1,033	—

### 9-2 廃棄物の再生利用

リサイクル率について評価する。過去5年間のリサイクル率を表3-12に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やして（従前のびん類・缶類・ペットボトルに加え、プラスチック製容器包装・新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パックを対象にする）、また、啓発活動やごみ処理有料化において資源ごみを無料とするなどして資源ごみ量の増加を図ってきた。しかし、北海道や全国の値を下回っている状況にある。

表3-12 リサイクル率

(単位：%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
構成町村全体	5.3	5.3	5.2	13.4	15.0
北海道	17.2	18.2	18.8	19.4	—
全国	19.0	19.6	20.3	20.3	—

※リサイクル率 =  $\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理に伴う資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ排出量} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量}) + \text{集団回収量}}$

※集団回収量は把握していないため0とする。

9-3 中間処理による減量化

排出されたごみのうち中間処理により減量化された割合（中間処理による減量化率）について評価する。過去5年間の中間処理による減量化率を表3-13に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やすなどして資源ごみ量の増加を図ってきたことから、平成20年度以降中間処理による減量化率が減少している。北海道の値を上回っているが、全国の値よりは低くなっている。

表3-13 中間処理による減量化率

(単位：%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
本組合	76.0	76.0	75.7	68.6	69.5
北海道	55.4	58.4	61.1	61.3	—
全国	71.1	71.5	71.5	72.6	—

$$\text{※中間処理による減量化率} = \frac{\text{中間処理量} - (\text{処理後再生利用量} + \text{処理後最終処分量})}{\text{ごみ排出量} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量})}$$

9-4 最終処分

排出されたごみのうち最終処分される割合（最終処分率）について評価する。過去5年間の最終処分率を表3-14に示す。

平成20年5月から資源ごみの対象品目を増やしたことが影響し、平成20年度から最終処分率が減少している。北海道の値を下回っているが、全国の値よりは高くなっている。

表3-14 最終処分率

(単位：%)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
本組合	18.7	18.7	19.1	18.0	15.5
北海道	30.6	27.1	24.1	23.5	—
全国	13.9	13.1	12.5	11.5	—

$$\text{※最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみ排出量} (\text{計画収集量} + \text{直接搬入量})}$$

## 9-5 温室効果ガスの排出

中間処理（焼却処理・破碎処理）及び最終処分における電力使用に伴う二酸化炭素排出量について評価する。過去5年間の電気使用量及び二酸化炭素排出量を表3-15に示す。平成21年度における二酸化炭素排出量は1.74kg-CO<sub>2</sub>/人である。

※日本における廃棄物分野から排出される温室効果ガス量（収集運搬から最終処分まですべてを含む）は、平成17年度で2,417万t-CO<sub>2</sub>であり、国民1人あたりに換算すると約190kg-CO<sub>2</sub>/人である。

表3-15 電気使用に伴う二酸化炭素排出量

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
電気使用量 (kWh/年)	106,413	104,632	100,833	98,876	77,718
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)	59,059	58,071	55,962	54,876	43,133
1人あたり排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年人)	2.22	2.22	2.18	2.17	1.74

## 第4章 ごみ処理の課題

### 課題1 ごみの排出抑制

ごみ処理有料化によりごみ排出量は大きく減少したところであるが、今後ともごみ排出抑制に対する意識の継続を図り、ごみ排出量を増加させることなく、ごみ排出抑制を進めていくことが必要である。

### 課題2 リサイクルの推進

資源ごみの対象品目を増やしたことによりリサイクル率は大きく増加したところであるが、まだ北海道及び全国の値を下回っている。このため、分別の徹底を図り資源ごみ量の増加に努めるほか、容器包装リサイクル法に示されている品目のうち、まだ組合として分別を実施していない「その他紙製容器包装」の分別収集の対応を検討し、リサイクルの一層の推進を図っていくことが必要である。

### 課題3 適正処理の推進

徹底した3Rを実施しても、ごみ処理量を完全にゼロにすることはできない。このため、環境に与える影響を最小にするよう配慮しながら、排出されたごみの適正処理に努めていくことが必要である。

### 課題4 中間処理施設の整備

焼却施設及び破碎施設は、これまでの適切な維持管理実施により長期間使用してきたところであるが、稼働後30年以上経過しており、施設の老朽化に伴う新たな施設整備に向けた準備が必要となってきている。関連法令の遵守及び周辺環境の保全に十分配慮しながら、計画的に施設整備を進めることが必要である。

### 課題5 最終処分場の整備

ごみ排出抑制や資源ごみの分別収集実施により、最終処分場の延命化を図ってきたところであるが、残余容量が少なくなっており、新たな施設整備に向けた準備が必要となってきている。関連法令の遵守及び周辺環境の保全に十分配慮しながら、計画的に施設整備を進めることが必要である。

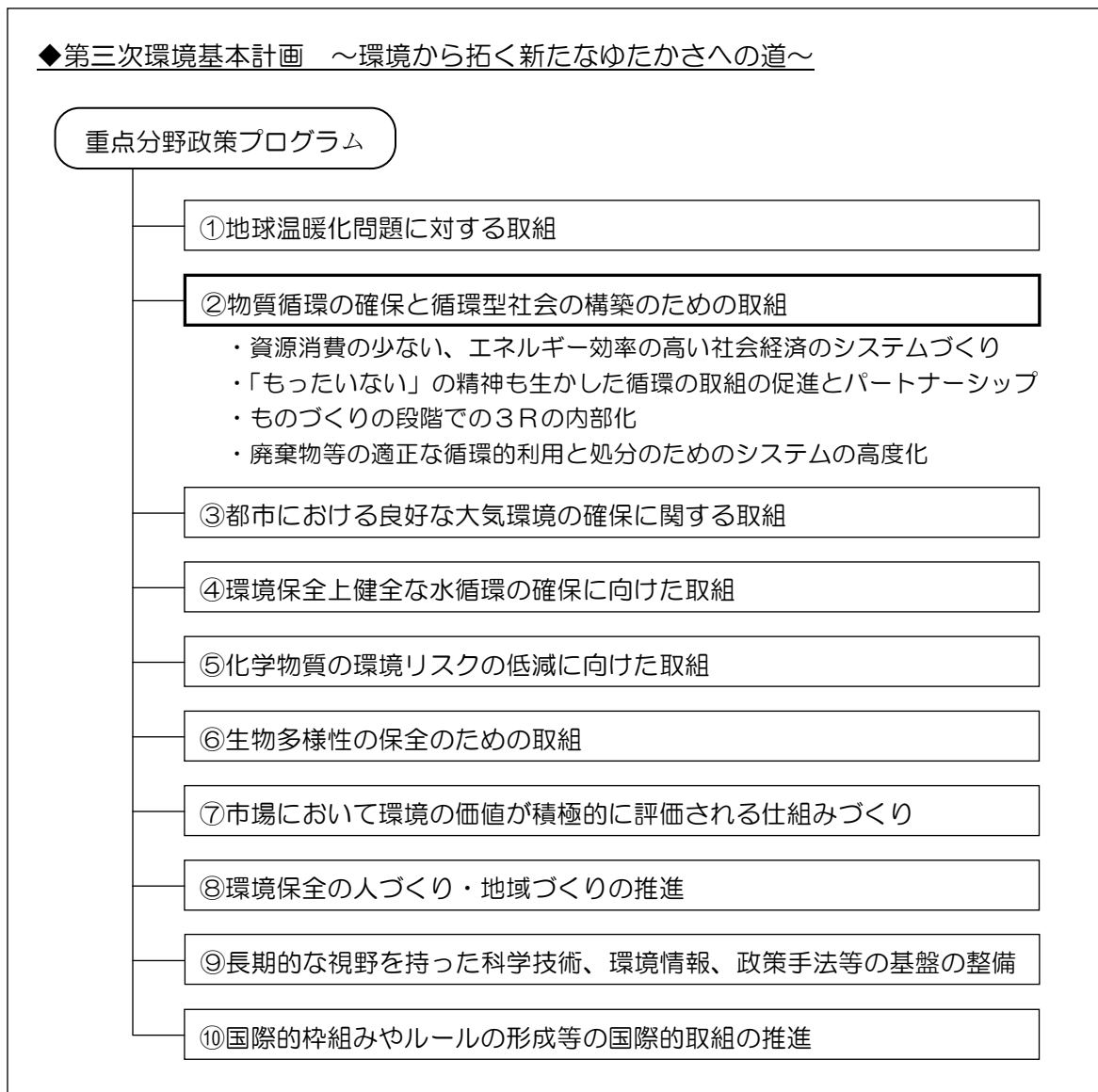


## 第5章 ごみ処理関連の動向

### 1. 環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を定めたもので、平成18年4月に第三次環境基本計画が閣議決定された。

重点分野政策プログラムの1つとして、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」が位置づけられている。



## 2. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的・計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項を定めたもので、平成20年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されている。

### ◆循環型社会形成推進基本計画

#### 第2次循環型社会形成推進基本計画のポイント

- ①環境の保全を前提とした循環型社会の形成
- ②循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合
- ③地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築
- ④数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入
- ⑤各主体が連携・協働した3Rの取組
- ⑥3Rの技術とシステムの高度化
- ⑦国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割

#### 一般廃棄物減量化の目標値

1人1日あたりのごみ排出量	約10%削減（平成12年度→平成27年度）
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 （資源回収されるものを除く）	約20%削減（平成12年度→平成27年度）
事業系ごみ排出量	約20%削減（平成12年度→平成27年度）

### 3. 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第5条の2に基づき、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な方針が定められている。

#### ◆廃棄物処理法基本方針

- ◇できる限り廃棄物の排出を抑制する。
- ◇廃棄物となったものについては、不適正処理の防止やその他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う。
- ◇こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。

### 4. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るために5年ごとに策定されるもので、平成20年度から24年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画が平成20年3月に閣議決定された。

この計画では、廃棄物処理の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の重要性について改めて強調するとともに、新たに、①地球温暖化対策との連携、②廃棄物系バイオマス利活用の推進、③廃棄物処理施設のストックマネジメントについて盛り込まれている。

#### ◆廃棄物処理施設整備計画（目標）

ごみ総排出量	約 5,200 万 t → 約 5,000 万 t (H19 見込み) (H24)
ごみのリサイクル率	20% (H19 見込み) → 25% (H24)
ごみ減量処理率	98% (H19 見込み) → 概ね 100%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成 19 年度の水準 (15 年分) を維持する
ごみ焼却施設の総発電能力	約 1,630 MW → 約 2,500 MW (H19 見込み) (H24)

## 5. 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道循環型社会の推進に関する条例第7条第1項に基づき、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めたもので、計画期間を平成22年度から10年間とする北海道循環型社会形成推進基本計画が平成22年4月に策定された。

### ◆北海道循環型社会形成推進基本計画（目標）

一般廃棄物の排出量	約15%削減（平成19年度→平成26年度）
1人1日あたりのごみ排出量	約12%削減（平成19年度→平成26年度）
1人1日あたり家庭ごみの排出量	約14%削減（平成19年度→平成26年度）
一般廃棄物のリサイクル率	30%以上（平成26年度）
一般廃棄物の最終処分量	約29%削減（平成19年度→平成26年度）

## 第6章 計画の基本方針

### 1. 基本方針

「循環型社会形成推進基本法」では、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、第五に適正処分という優先順位を念頭に廃棄物・リサイクル対策を講じるものとしており、本組合及び構成町村においても、この考えに基づきごみ処理事業を進めてきた。しかしながら、第4章でも示したように、いくつかの課題を抱えている。

今後は、住民・事業者・行政がそれぞれ担うべき役割や責任を相互により一層理解し合い、構成町村とのさらなる連携により循環型社会形成を目指すものとする。

住民・事業者・行政が一体となって「循環型社会形成」を目指す

基本方針1

排出するごみ量を可能な限り少なくする

基本方針2

排出されたごみのリサイクルを推進する

基本方針3

リサイクルができないごみの適正処理を推進する

## 2. 数値目標

基本方針を計画的に推進し実効性を確保するため、北海道の目標（「北海道循環型社会形成推進基本計画」の目標）を勘案して、計画目標年次（平成 37 年度）までに達成すべき数値目標を設定する。

### 2-1 ごみ排出量

ごみ排出量は減少しているが、今後もさらにごみ排出量削減を図っていくものとする。

平成 19 年度のごみ排出量を計画目標年次において 36.8%削減することを目標とする。また、ごみ排出原単位を 24.2%削減することを目標とする。（道の目標は平成 19 年度から平成 26 年度にかけてごみ排出量約 15%削減、ごみ排出原単位約 12%削減）

#### ごみ排出量

平成 19 年度：12,029 t/年 ⇒ 平成 27 年度：8,303 t/年 (▲31.0%)  
 (平成 21 年度：8,753 t/年) 平成 32 年度：7,937 t/年 (▲34.0%)  
 平成 37 年度：7,607 t/年 (▲36.8%)

#### ごみ排出原単位

平成 19 年度：1,281 g/人日 ⇒ 平成 27 年度：975 g/人日 (▲23.9%)  
 (平成 21 年度：968 g/人日) 平成 32 年度：973 g/人日 (▲24.0%)  
 平成 37 年度：971 g/人日 (▲24.2%)

### 2-2 リサイクル率

資源ごみの分別徹底や、「その他紙製容器包装」の分別収集実施によりリサイクルを推進していくものとする。

計画目標年次においてリサイクル率を 15.6%とすることを目標とする。（道の目標は平成 19 年度から平成 26 年度にかけて 30%以上）

#### リサイクル率

平成 19 年度：5.2% ⇒ 平成 27 年度：15.6%  
 (平成 21 年度：15.0%) 平成 32 年度：15.6%  
 平成 37 年度：15.6%

※上記のリサイクル率には集団回収量が含まれていないことから、実際のリサイクル率はこれよりも高くなると想定される。

## 3-3 最終処分量

ごみ排出量削減やリサイクル推進による最終処分量の削減を図っていくものとする。

平成 19 年度の最終処分量を計画目標年次において 44.2%削減することを目標とする。

(道の目標は平成 19 年度から平成 26 年度にかけて約 29%削減)

最終処分量

平成 19 年度：2,325 t /年 ⇒ 平成 27 年度：1,406 t /年 (▲39.5%)

(平成 21 年度：1,391 t /年)      平成 32 年度：1,348 t /年 (▲42.0%)

平成 37 年度：1,297 t /年 (▲44.2%)

## 第7章 ごみ量の見込み

ごみ排出量及び処理量は、過去の実績を勘案して推計する。

計画収集ごみ量は、ごみ排出原単位について推計し、行政区域人口推計値を乗じて算出する。ごみ排出原単位は、ごみ処理有料化により大きく減少しているが、今後ごみ排出抑制を進め、中間目標年次である平成 27 年度までに 1%のごみ排出原単位削減を図っていくものとする。平成 27 年度以降は、ごみ排出原単位を増加させずに、横這いで推移させるようにする。

直接搬入ごみ量は、ごみ排出抑制を進めていき、平成 18 年度～21 年度の平均値をベースにして、年間 1%のごみ排出量削減を図っていくものとする。

表 7-1 ごみ排出量の推計

(単位：t/年、カッコ内は%)

区分		平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
岩内町	ごみ排出量	5,735 (74.9)	5,425 (70.9)	5,177 (67.6)	4,954 (64.7)
	原単位	1,053 (79.1)	1,049 (78.8)	1,047 (78.7)	1,043 (78.4)
共和町	ごみ排出量	1,626 (67.6)	1,544 (64.2)	1,475 (61.3)	1,409 (58.6)
	原単位	677 (70.3)	674 (70.0)	673 (69.9)	671 (69.7)
泊村	ごみ排出量	1,104 (76.8)	1,066 (74.2)	1,038 (72.2)	1,017 (70.8)
	原単位	1,550 (79.7)	1,523 (78.3)	1,501 (77.2)	1,484 (76.3)
神恵内村	ごみ排出量	294 (55.4)	268 (50.5)	247 (46.5)	227 (42.7)
	原単位	761 (57.0)	755 (56.6)	755 (56.6)	755 (56.6)
全体	ごみ排出量	8,759 (72.8)	8,303 (69.0)	7,937 (66.0)	7,607 (63.2)
	原単位	979 (76.4)	975 (76.1)	973 (76.0)	971 (75.8)

※カッコ内は対平成 19 年度比率



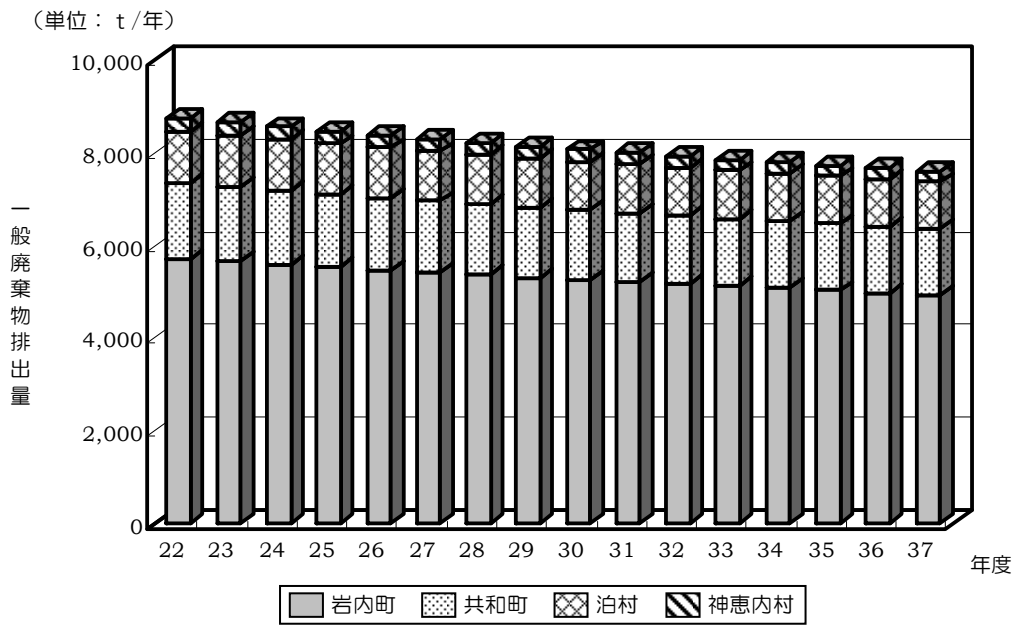


図 7-1 ごみ排出量の推計 (構成町村別)

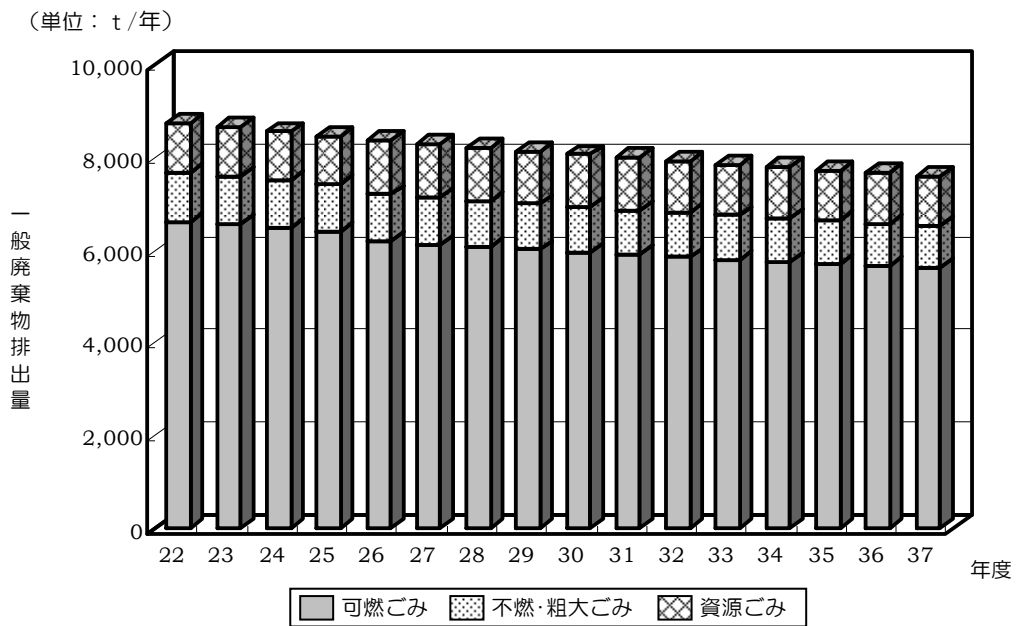


図 7-2 ごみ排出量の推計 (分別区分別)

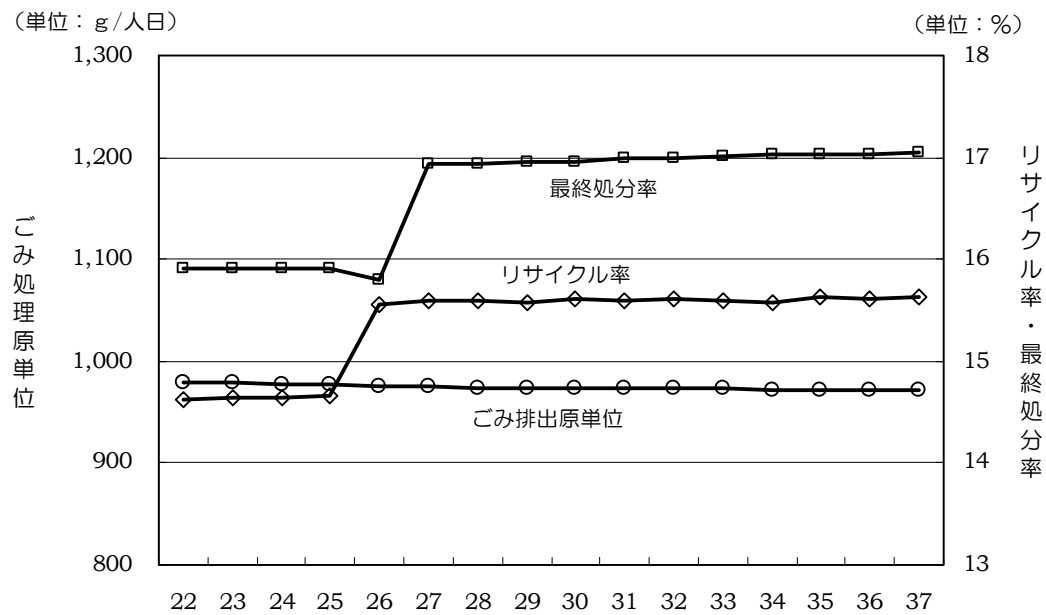


図 7-3 ごみ排出原単位、リサイクル率、最終処分率の推計

## 第8章 ごみ処理計画

### 1. 基本方針の推進方策

#### 基本方針1

排出するごみ量を可能な限り少なくする

- 施策 1-1 各主体の役割に応じた行動の実行
- 施策 1-2 ごみ排出抑制・リサイクルの普及啓発活動
- 施策 1-3 リサイクル活動の支援
- 施策 1-4 事業系ごみの自家処理・排出抑制の推進

#### 基本方針2

排出されたごみのリサイクルを推進する

- 施策 2-1 資源ごみの分別収集の推進
- 施策 2-2 不燃・粗大ごみからの有価物回収
- 施策 2-3 関連法令に基づくリサイクルの推進

#### 基本方針3

リサイクルができないごみの適正処理を推進する

- 施策 3-1 適切な中間処理の実施
- 施策 3-2 計画的な埋立処分の実施

## 基本方針 1：排出するごみ量を可能な限り少なくする

### 施策 1-1 各主体の役割に応じた行動の実行

ごみの減量を進めるには、今日の社会構造においては国や産業界の行動が重要であるが、その一方で身近なところからごみ減量化の取り組みを実践することも必要である。このため、住民・事業者・町村・本組合といった各主体が、それぞれの立場からごみ減量に向けた具体的な行動に取り組んでいく。

#### (1) 住民の取り組み

- ・ 大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、ごみを出さない工夫をする。
- ・ 使い捨て商品や過剰包装商品などごみとなるものの購入を控える。
- ・ 詰め替え可能な商品の使用に努める。
- ・ 買い物袋の持参を励行し、レジ袋などの利用を控える。
- ・ 再生品や環境にやさしい商品などの使用に努める。
- ・ 食べ残しや廃棄食品をなくすよう食生活を見直す。
- ・ 商品を購入した後は修理などしてできる限り長く使用する。
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップなどを有効に活用し、ごみとなるものをできる限り減らす。
- ・ 町村や各種団体等が実施するイベントなどに積極的に参加する。
- ・ 生ごみの堆肥化やごみの分別・回収への協力など、ごみの減量・再資源化に積極的に取り組む。
- ・ 町内会など地域での集団回収に参加・協力する。
- ・ リターナブルびんは販売店へ返却する。

#### (2) 事業者の取り組み

- ・ 使い捨て容器などの販売を控える。
- ・ 包装を必要最小限とし、簡易包装の実施に努める。
- ・ レジ袋の削減・買い物袋の持参を勧めるための工夫をする。
- ・ 再生商品・再利用商品などの普及を図るための工夫をする。
- ・ ごみの減量に関する計画を策定し、計画的にごみの排出抑制・減量化を図る。
- ・ 従業員に対する研修会や講習会などを通じてごみに対する意識の転換を図る。
- ・ OA紙などのリサイクルに努める。
- ・ ダンボールや発泡トレイの拠点回収などリサイクルへの協力を行う。

## (3) 町村・本組合の取り組み

- ・ 率先してごみ排出抑制・リサイクル、再生品の利用に取り組む。
- ・ ごみの発生・排出抑制、リサイクルに関する環境教育や啓発活動を行う。
- ・ 再生商品・再利用商品などの利用拡大に向けた啓発やイベントを行う。
- ・ 住民や事業者が行うごみの減量化・リサイクルの取り組みに対する支援や情報提供を行う。
- ・ リサイクル活動などに対する支援を行う。
- ・ 多量ごみ排出事業者に対してごみ減量化に関する計画の策定を指導する。
- ・ 自主的な地域リサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員制度の導入を検討する。

## 施策 1-2 ごみ排出抑制・リサイクルの普及啓発活動

## (1) 広報誌による啓発

町村の広報誌は、住民にとって町村からの情報を得る最も身近なものである。定期的かつ全域に刊行される利点を活かし、ごみ減量・リサイクルの普及啓発を行い、ごみに対する意識の向上を図る。

## (2) 冊子による啓発

住民向け、事業者向け、子供向けなど対象に応じた冊子を作成・活用し、ごみ減量・リサイクルの促進やごみの排出マナーの向上に関する啓発を行う。

## (3) その他

ごみ処理施設の見学会、ごみに関する標語やポスター展、防災無線や有線 TV などを利用して情報提供を行い、ごみ排出抑制やリサイクルの必要性について認識を深めてもらう。

## 施策 1-3 リサイクル活動の支援

## (1) 集団回収への支援

町内会などが自発的に行っている集団回収は、排出段階での減量に効果があるばかりでなく、地域住民への啓発活動の一つとしての効果も期待できる。集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や回収機材の貸与などの支援を行う。

## (2) 生ごみ自家処理の推進

家庭から排出されるごみの中で生ごみが占める割合は大きい。この減量策としてコンポスト容器や生ごみ処理機による自家処理が非常に有効であることから、助成制度などによりその普及促進に努めていく。

### 施策 1-4 事業系ごみの自家処理・排出抑制の推進

事業系一般廃棄物は、事業所の形態により同じ性状のごみが多量に排出される特徴がある。生ごみ排出抑制のための業務用生ごみ処理機の設置、紙類排出抑制のための古紙再生業者への引き渡しなど、事業系一般廃棄物の自家処理・排出抑制の推進を図る。

## **基本方針2：排出されたごみのリサイクルを推進する**

### 施策 2-1 資源ごみの分別収集の推進

#### (1) 資源ごみの分別収集対象品目の拡大

平成 12 年度より資源ごみの分別収集を開始し、現リサイクルセンターが稼動した平成 20 年 5 月から資源ごみの対象品目を増やしてリサイクルを進めてきた。今後は、容器包装リサイクル法に示されたすべての品目のリサイクルに向け、「その他紙製容器包装」の分別回収を平成 26 年度から開始する予定である。

#### (2) リサイクルセンターの整備

「その他紙製容器包装」の分別収集・リサイクルに向け、リサイクルセンターの処理能力・処理方法の検討、保管場所の検討などを進めていく。

### 施策 2-2 不燃・粗大ごみからの有価物回収

現破砕施設において、引き続き不燃・粗大ごみとして排出されたごみの中から鉄類を回収し、資源化ならびに埋立処分量の削減を図る。また、新たな不燃・粗大ごみ処理施設整備においては、鉄類のほか、その他の有価物の回収について検討する。

### 施策 2-3 関連法令に基づくリサイクルの推進

資源有効利用促進法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など関連法令に基づいたリサイクルを確実に実施し、ごみ処理量の減少及び埋立処分量の削減を図る。

### 基本方針3：リサイクルができないごみの適正処理を推進する

#### 施策 3-1 適切な中間処理の実施

##### (1) 現中間処理施設の適切な維持管理

本組合の焼却施設及び破碎施設は、いずれも昭和53年10月竣工で、竣工後30年以上が経過している。これら施設の適切な維持管理を実施し、引き続き可燃ごみあるいは不燃ごみ・粗大ごみの適正処理を実施していく。

##### (2) 新中間処理施設の整備

現中間処理施設の老朽化などを勘案すると、本計画期間内に新中間処理施設の整備に着手する必要がある。新中間処理施設の整備においては、関係法令を遵守することはもとより、地域住民及び周辺環境に十分配慮し、計画的に取り組んでいく。

#### 施策 3-2 計画的な埋立処分の実施

##### (1) 現最終処分場の適切な維持管理

平成8年12月から埋立処分を行っている現有最終処分場は、残余容量が少なくなってきたおり、埋立可能期間はあと数年となっているが、埋立期間中及びその後の閉鎖まで引き続き適切な維持管理を実施していく。

##### (2) 新最終処分場の整備

現有最終処分場の埋立可能期間が残り少なくなってきたため、新たな最終処分場の整備に着手しなければならない。新処分場の整備においては、関係法令を遵守することはもとより、地域住民及び周辺環境に十分配慮し、計画的に取り組んでいく。

## 2. 収集運搬計画

### 2-1 収集運搬する範囲

収集運搬は、構成町村の全域を対象とする。収集運搬するごみの種類は、家庭系ごみを対象とする。事業系一般廃棄物については、施設へ直搬搬入するか、もしくは許可業者に委託することを原則とする。

### 2-2 収集運搬するごみの区分及び種類

現在の分別区分である可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの分別とする。資源ごみの対象品目は、現在のびん（無色びん・茶色びん・その他びん）、缶（アルミ缶・スチール缶）、ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、ペットボトル、その他プラスチック製容器とする。また、その他紙製容器について、平成26年度頃から分別収集を開始するよう検討する。

### 2-3 収集運搬の実施主体

収集運搬は、引き続き構成町村が実施する。

### 2-4 収集運搬する量

計画目標年次における分別区分ごとの収集運搬量（計画収集ごみ量）を表8-1に示す。

表8-1 計画目標年次（平成37年度）における収集運搬量  
（単位：t/年）

区 分	可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	資源ごみ	合 計
岩内町	2,066	263	721	3,050
共和町	620	98	208	926
泊 村	541	98	46	685
神恵内村	177	22	26	225
合 計	3,404	481	1,001	4,886



### 3. 中間処理計画

#### 3-1 可燃ごみの処理

可燃ごみは、当面は現じん芥処理場焼却施設で焼却処理する。定期的な点検整備・補修を行いながら、適正処理に努める。

なお、現中間処理施設は稼働後 30 年以上経過しており、施設の老朽化などを勘案すると、本計画期間内に新処理施設の整備に着手する必要がある。

処理施設の整備には、用地選定・取得、生活環境影響調査、施設計画、交付金手続き、実施設計、建設工事などの工程が必要であり、最低でも 5 年程度は必要である。このため、周知な計画及び手順にて整備を進めていく。

また、可燃ごみの処理方式にはさまざまなものがある。技術動向などを見ながら、各方面からの検討を重ね、本組合に最適な処理方式の選定を行っていく。

表 8-2 現じん芥処理場焼却施設の概要

位置	共和町老古美 745-2	
施設規模	50t/日 (2.5t/h・炉×1 炉×20 時間)	
燃焼設備	ストーカー式焼却炉	
排ガス処理設備	有害ガス除去設備+バグフィルター	
飛灰処理装置	キレート処理	
排ガス達成値	ばいじん	0.15 g/Nm <sup>3</sup>
	塩化水素	700mg/Nm <sup>3</sup>
	硫酸化物	K 値 17.5
	窒素酸化物	250ppm
	ダイオキシン類	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

表 8-3 新可燃ごみ処理施設の計画概要(案)

位置	岩内町敷島内 715-1
稼働開始	平成 29 年 4 月
施設規模	30t/日
処理方式	今後選定する

### 3-2 不燃・粗大ごみの処理

不燃・粗大ごみは、当面は現じん芥処理場破碎施設で破碎・選別処理する。定期的な点検整備・補修を行いながら、適正処理に努める。

なお、現中間処理施設は稼働後 30 年以上経過しており、施設の老朽化などを勘案すると、本計画期間内に新処理施設の整備に着手する必要がある。

可燃ごみ処理施設同様、処理施設の整備には最低でも 5 年程度は必要であることから、周到な計画及び手順にて整備を進めていく。

不燃・粗大ごみの処理方式についても、技術動向などを見ながら、各方面からの検討を重ね、本組合に最適な処理方式の選定を行っていく。

表 8-4 現じん芥処理場破碎施設の概要(案)

位置	共和町老古美 745-2
施設規模	20t/日
破碎種類	回転式破碎機
選別装置	磁選機
除じん装置	サイクロン+バグフィルター

表 8-5 新不燃・粗大ごみ処理施設の計画概要(案)

位置	岩内町敷島内 715-1
稼働開始	平成 29 年 4 月
施設規模	6 t/日
処理方式	今後選定する

### 3-3 資源ごみの処理

資源ごみは、リサイクルセンターにて資源化処理する。

なお、その他紙製容器については平成 26 年度頃から分別収集を開始するよう検討していくが、その中で処理能力・処理方法・保管場所などの検討も進めていく。

表 8-6 現リサイクルセンターの概要

位置	岩内町字敷島内 837	
施設規模	4.9t/日	
資源化方式	缶	鉄とアルミに選別し、圧縮・保管
	びん	3色に色分けし保管
	ペットボトル	圧縮・保管
	その他プラ製容器	圧縮・保管
	ダンボール	梱包・保管
	新聞紙	梱包・保管
	雑誌	梱包・保管
	紙バック	梱包・保管

### 3-4 中間処理する量

計画目標年次における中間処理量を表 8-7 に示す。

表 8-7 計画目標年次（平成 37 年度）における中間処理量

（単位：t/年）

区 分	処 理 量
可燃ごみ処理	6,136
不燃・粗大ごみ処理	917
資源ごみ処理	1,001

※可燃ごみ処理量は、不燃・粗大ごみ処理方式を現在と同様の破碎・選別処理とした場合の量（可燃ごみ量＋破碎可燃物量）

### 3-5 中間処理施設の整備

現有中間処理施設は、昭和 53 年 11 月より稼働しており、補修を行い使用しているが、老朽化が著しい状況にあり、最終処分場の整備に引き続き本計画運用期間内の平成 29 年度の稼働を目途に、新処理施設の整備に着手していく。

#### (1) 中間処理の方法

可燃ごみ処理方式としては、焼却処理と燃料化処理に大別することができる。

焼却処理とは、燃焼・熱分解・熔融等の反応を単独または組み合わせで適用することにより、ごみを高温酸化して衛生的に処理するとともに、容積を減じて残さまたは熔融固化物に変換することをいう。現焼却施設の処理方式であるストーカー式のほか多くの方式がある。

燃料化処理とは、可燃ごみを熱分解や固形化させて燃料を製造するものである。

いずれの方法も実用化されているが、方式ごとに特徴があることから、処理性能・維持管理性・経済性・安全性・安定性・環境保全性・資源保全性などについて検討・評価し、本組合に適したものを選定することが必要である。

不燃・粗大ごみ処理方式としては、破碎処理するのが一般的であるが、対象物や破碎後の処理方法などに応じていくつか方式がある。また、破碎後に選別処理して有価物などを回収することも可能であり、回収する有価物により選別方法を選定することになる。本組合に適したものを選定することが必要である。

## (2)整備スケジュール

中間処理施設の整備スケジュール(案)を図8-1に示す。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
用地 ・ その他	・用地選定 ・住民説明 ・処理方式検討	・用地取得			
交付金 関連		協議会開催 地域計画 ヒアリング	交付申請 実績報告	交付申請 実績報告	交付申請 実績報告
調査			地質調査 生活環境影響調査		
設計			基本設計⇒見積徴収	実施設計	
工事					施設工事

図8-1 中間処理施設整備スケジュール(案)

## 4. 最終処分計画

### 4-1 最終処分の方法・対象物

最終処分の方法は埋立処分とし、中間処理残さ、水処理汚泥、し尿処理汚泥等を埋立処分する。

表 8-8 現最終処分場の概要

所在地	共和町老古美 745-1	
埋立開始	平成 8 年 12 月	
処理能力	埋立容量 45,000m <sup>3</sup>	
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）	
主要設備	貯留構造物	土堰堤
	しゃ水構造	高密度ポリエチレンシート
	浸出水処理	処理量 20m <sup>3</sup> /日 処理方式：回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
	その他	浸出水調整池、飛散防止設備、ガス抜き設備ほか

表 8-9 新最終処分場の計画概要(案)

所在地	岩内町敷島内 715-1	
埋立開始	平成 27 年 4 月	
処理能力	埋立容量 36,000m <sup>3</sup>	
処理方式	準好気性埋立（サンドイッチ方式）	
主要設備	貯留構造物	土堰堤
	しゃ水構造	高密度ポリエチレンシート（二重）
	浸出水処理	処理量 30m <sup>3</sup> /日 処理方式：回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過
	その他	浸出水調整池、飛散防止設備、ガス抜き設備ほか

### 4-2 最終処分する量

計画目標年次における最終処分量を表 8-10 に示す。

表 8-10 計画目標年次（平成 37 年度）における最終処分量

（単位：t/年）

区分	焼却残さ	破碎残さ	埋立限定ごみ	その他	合計
最終処分量	890	280	2	125	1,297

※可燃ごみ処理方式及び不燃・粗大ごみ処理方式を現在と同様の焼却処理、破碎・選別処理とした場合の量

#### 4-3 新最終処分場の整備

現有最終処分場は、平成8年12月より埋立を開始し、当初埋立終了予定が平成23年度末であったが、ごみの有料化と資源リサイクルによってごみの排出が減り、処理残渣の埋立量が減量したことにより、平成26年度に埋立が終了する見込みとなった。

このため、本計画の運用期間内の平成27年度に埋立開始する新最終処分場を整備する。

なお、新最終処分場の建設については、現有処分場を整備した時期以降から施工基準が強化（例えば、二重しゃ水構造の義務付け、放流水質の強化等）されたことから、事業費としては約1,140,000千円（用地費、調査費、交付金事業申請費用等は除く）が見込まれる。

最終処分場の整備には、用地選定・取得、生活環境影響調査、施設計画、交付金手続き、実施設計、建設工事などの工程が必要である。このため、周到な計画及び手順にて整備を進めていく。

##### (1) 施設構成

最終処分場の施設は、主要施設・管理施設・関連施設からなり、図8-2のような施設から構成される。各施設は、最終処分場という全体システムの要素であり、相互関連性と全体のバランスを考慮することにより、最終処分場の機能である保管・処理機能と環境保全機能をより高い状態で達成することが可能となる。



図 8-2 最終処分場施設の構成

表 8-11 主要施設の概要

区 分	概 要
貯留構造物	廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留・保管するために設ける。廃棄物の貯留機能の他、浸出水の流出遮断機能、浸出水の集水、取水機能、洪水調整機能を有する。
地下水集排水施設	地下水・湧水・土中発生ガス等による揚圧力により遮水工が破損するのを防止するため、地下水等を速やかに排除するために設ける。一般的には、有孔管等を砂利等のフィルター材で覆った暗渠排水構造とし、上下流方向に幹線を敷設、横断方向には枝線を接続する形式とする。
遮水工	浸出水による地下水汚染を防止するために設ける。この目的を達成するため、遮水機能の他、基礎地盤の凹凸や廃棄物中の異物による損傷を防止する機能（損傷防止機能）、遮水機能の損傷状況をモニタリングする機能（損傷モニタリング機能）などが考えられる。
雨水集排水施設	施設の流域の降水を速やかに集めて流下させ、排除するために設ける。埋立地内への雨水の流入を防止することにより浸出水の削減を図り、浸出水処理施設や遮水工の負担を軽減する役割を有する。
浸出水集排水施設	埋立層内に侵入した雨水や浸出水を速やかに浸出水処理施設に送るために設ける。速やかに浸出水処理施設に送ることにより、埋立地内には浸出水は滞留しないと考えられ、遮水工や貯留構造物に及ぼす水圧を減少させることができる。
浸出水処理施設	浸出水集排水施設により集められた浸出水を放流先の公共水域及び地下水を汚染しないように処理するために設ける。

(2) 整備スケジュール

最終処分場の整備スケジュール(案)を図8-3に示す。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
用地	・用地選定 ・住民説明	・用地確定			
交付金 関連		協議会開催 地域計画 ヒアリング	交付申請 実績報告	交付申請 実績報告	交付申請 実績報告
調査		測量・地質調査	測量・地質調査 生活環境影響調査	実施調査	
設計		施設基本構想	基本設計	実施設計	
工事				埋立地造成・浸出水処理施設工事	

図8-3 最終処分場整備スケジュール(案)



## 5. その他の計画

### 5-1 災害廃棄物対策

災害廃棄物の処理については事前に計画を策定し、有事に備えておく必要がある。震災に関しては「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月、厚生省）、水害に関しては「水害廃棄物対策指針」（平成17年6月、環境省）が示されている。本組合においてもこれら指針に基づき、防災体制の整備、災害発生時の対応、災害復旧・復興対応について検討する。

災害時は、多量の廃棄物が排出される。廃棄物処理施設への一時期の多量搬入は、その処理や交通の確保が困難である場合等が考えられることから、廃棄物の分別作業や一時保管を行う仮置場を被災町村に検討する。

災害発生時には、本組合の廃棄物処理施設の被災状況を把握し、施設ごとに修繕等必要な復旧作業を行う。焼却施設などの処理能力を把握して、施設で不足する部分については、他町村や民間施設の協力を得て処理を行う。

### 5-2 海岸漂着物対策

近年、外国由来のものを含む海岸漂着物（漂流・漂着ごみ）が日本各地で問題となっており、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが懸念されている。このため、海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制を図るための法律「海岸漂着物処理推進法」（平成21年7月）が公布され、この法律による「国の基本方針」に基づき、北海道では今年度「地域計画」を策定することとしている。この地域計画に基づき、発生抑制・適正処理に努めていくものとする。

### 5-3 感染性廃棄物対策

感染性廃棄物は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成21年5月改訂、環境省）に基づき処理する。医療機関などの事業活動に伴い生じた感染性廃棄物の処理は、排出事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。

また、新型インフルエンザの発生に伴う廃棄物は、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月、環境省）に基づき処理する。

在宅医療廃棄物の取扱については、次の事項について検討し実施する。

〔鋭利なもの（注射針・点滴針） 医療機関等が回収し処理

- ①往診や訪問医療の治療で使用した注射針や点滴針などは、医療機関が回収する。
- ②ペン型自己注射針及びペン型以外の自己注射針は、医療機関や調剤薬局が回収する。

〔鋭利でないもの〕 町村等が回収し処理

①プラスチック類：バッグ類、チューブ類、カテーテル類、注射筒など

②布・紙類：ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類

※①、②は、汚物や残った液などを捨て、ポリ袋に入れて縛り、可燃物のごみ袋に入れる。

③びん類・缶類：栄養剤・点滴ボトルなどは、残液を捨て、不燃物のごみ袋に入れる。

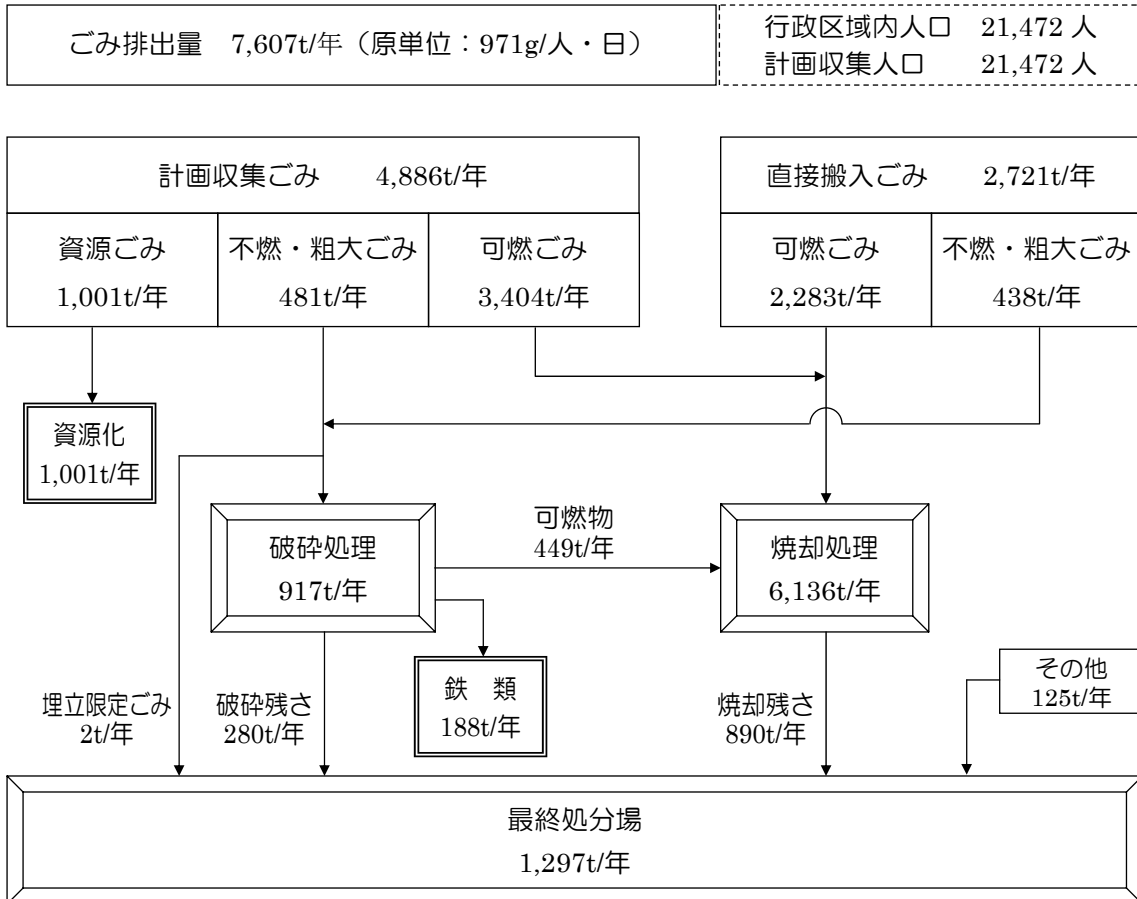
#### 5-4 不法投棄対策

一般廃棄物の不法投棄の件数は増加傾向にあり、平成20年度は北海道全体で13,604件であった。

構成町村及び後志地域廃棄物不法処理対策戦略会議と緊密に連携して、広報誌や防災無線などによる広報啓発活動や、監視パトロール活動、一斉美化活動などにより不法投棄防止を図っていくものとする。また、不法投棄された廃棄物については、投棄者などに対する撤去指導など適切な対応を行っていく。

## 6. ごみ処理フロー

計画目標年次におけるごみ処理フローを図8-4に示す。



※可燃ごみ処理方式及び不燃・粗大ごみ処理方式を現在と同様の焼却処理、破碎・選別処理とした場合

図8-4 ごみ処理フロー（平成37年度）



# 資料編

資料 1	構成町村別ごみ排出量実績 .....	資料 1
資料 2	構成町村の人口推計 .....	資料 6
資料 3	ごみ排出量の推計 .....	資料 9
資料 4	ごみ処理量の推計 .....	資料 23



## 資料 1. 構成町村別ごみ排出量実績

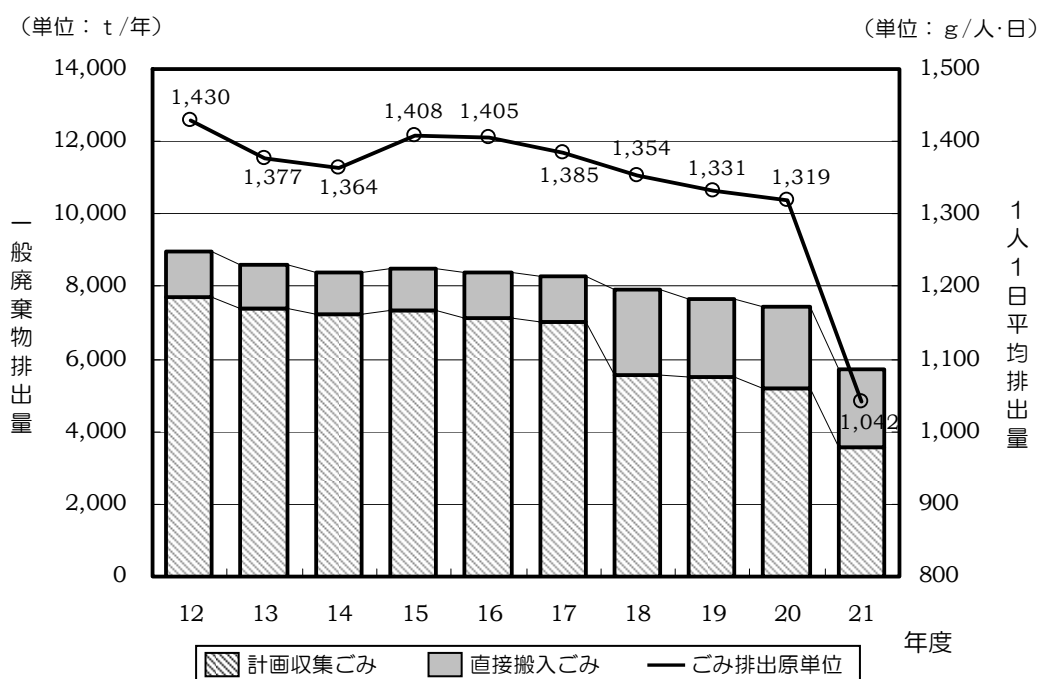
## 1. 岩内町のごみ排出量

岩内町における過去 10 年間のごみ排出量実績を以下に示す。

表 1-1 ごみ排出量の推移（岩内町）

(単位：t/年)

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	
12年度	6,178	1,450	98	7,726	781	468	1,249	8,975
13	6,068	1,211	126	7,405	861	338	1,199	8,604
14	5,994	1,103	139	7,236	808	340	1,148	8,384
15	5,996	1,199	126	7,321	777	420	1,197	8,518
16	5,835	1,169	125	7,129	810	462	1,272	8,401
17	5,758	1,138	138	7,034	767	467	1,234	8,268
18	4,435	985	158	5,578	1,743	615	2,358	7,936
19	4,320	1,034	150	5,504	1,665	487	2,152	7,656
20	3,286	1,099	790	5,175	1,832	427	2,259	7,434
21	2,459	307	801	3,567	1,829	340	2,169	5,736



## 2. 共和町のごみ排出量

共和町における過去 10 年間のごみ排出量実績を以下に示す。

表 1-2 ごみ排出量の推移（共和町）

(単位：t/年)

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計	
12年度	1,588	361	23	1,972	271	106	377	2,349
13	1,644	376	26	2,046	338	108	446	2,492
14	1,726	398	19	2,143	304	115	419	2,562
15	1,684	389	24	2,097	349	143	492	2,589
16	1,529	384	34	1,947	580	168	748	2,695
17	1,666	410	31	2,107	576	163	739	2,846
18	1,630	385	29	2,044	439	158	597	2,641
19	1,505	390	27	1,922	351	132	483	2,405
20	955	296	210	1,461	487	136	623	2,084
21	726	112	242	1,080	446	113	559	1,639

(単位：t/年)

(単位：g/人・日)

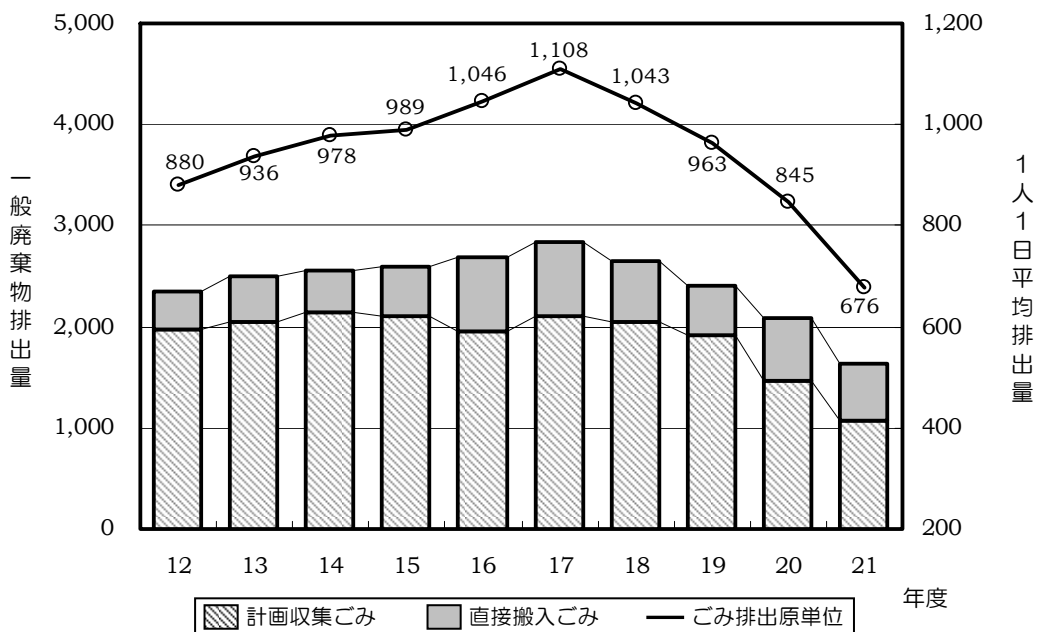


図 1-2 ごみ排出量の推移（共和町）



### 3. 泊村のごみ排出量

泊村における過去 10 年間のごみ排出量実績を以下に示す。

表 1-3 ごみ排出量の推移（泊村）

(単位：t/年)

区分	計 画 収 集 ご み				直 接 搬 入 ご み			合 計
	可 燃	不 燃・粗 大	資 源	計	可 燃	不 燃・粗 大	計	
12 年度	774	196	3	973	23	15	38	1,011
13	782	171	1	954	17	6	23	977
14	807	181	1	989	16	21	37	1,026
15	787	198	1	986	18	8	26	1,012
16	792	201	2	995	17	8	25	1,020
17	803	168	3	974	60	41	101	1,075
18	809	177	2	988	260	59	319	1,307
19	846	171	3	1,020	347	70	417	1,437
20	661	167	39	867	389	83	472	1,339
21	584	104	34	722	310	44	354	1,076

(単位：t/年)

(単位：g/人・日)

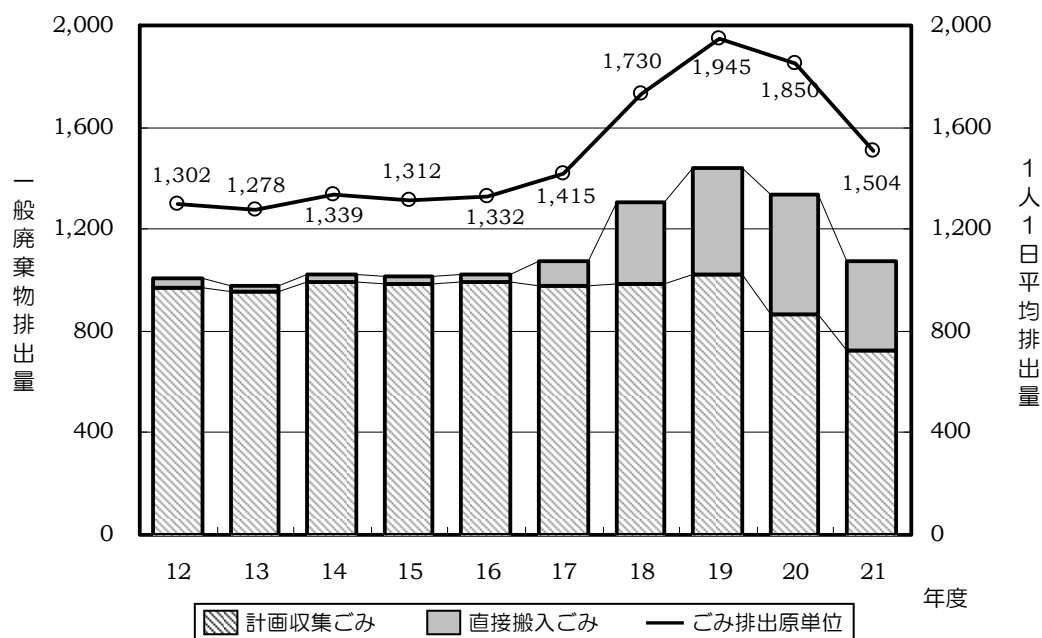


図 1-3 ごみ排出量の推移（泊村）

### 4. 神恵内村のごみ排出量

神恵内村における過去 10 年間のごみ排出量実績を以下に示す。

表 1-4 ごみ排出量の推移（神恵内村）

(単位：t/年)

区分	計 画 収 集 ご み				直 接 搬 入 ご み			合 計
	可 燃	不燃・粗大	資 源	計	可 燃	不燃・粗大	計	
12年度	604	131	7	742	6	1	7	749
13	618	117	7	742	4	6	10	752
14	615	113	6	734	1	2	3	737
15	592	103	7	702	0	0	0	702
16	583	115	5	703	9	3	12	715
17	580	117	3	700	1	1	2	702
18	544	114	3	661	0	2	2	663
19	421	99	10	530	1	0	1	531
20	244	30	35	309	0	0	0	309
21	241	30	26	297	5	0	5	302

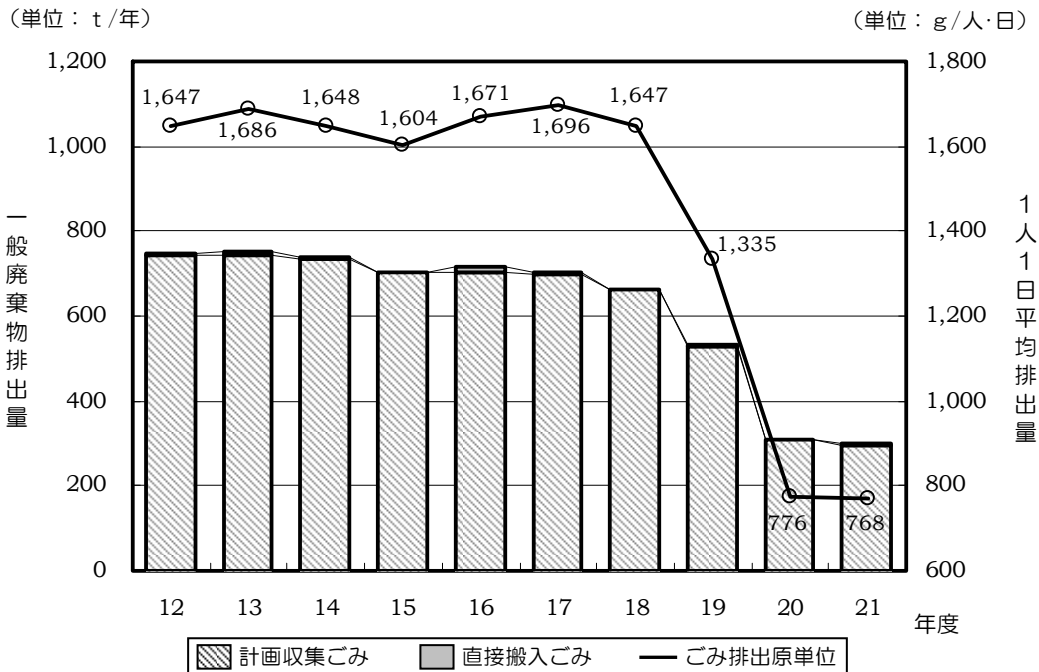


図 1-4 ごみ排出量の推移（神恵内村）

## 5. 構成町村全体のごみ排出量

構成町村全体における過去 10 年間のごみ排出量実績を以下に示す。

表 1-5 ごみ排出量の推移（構成町村全体）

（単位：t/年）

区分	計 画 収 集 ご み				直 接 搬 入 ご み			合 計
	可 燃	不 燃・粗 大	資 源	計	可 燃	不 燃・粗 大	計	
12 年度	9,144	2,138	131	11,413	1,081	590	1,671	13,084
13	9,112	1,875	160	11,147	1,220	458	1,678	12,825
14	9,142	1,795	165	11,102	1,129	478	1,607	12,709
15	9,059	1,889	158	11,106	1,144	571	1,715	12,821
16	8,739	1,869	166	10,774	1,416	641	2,057	12,831
17	8,807	1,833	175	10,815	1,404	672	2,076	12,891
18	7,418	1,661	192	9,271	2,442	834	3,276	12,547
19	7,092	1,694	190	8,976	2,364	689	3,053	12,029
20	5,146	1,592	1,074	7,812	2,708	646	3,354	11,166
21	4,010	553	1,103	5,666	2,590	497	3,087	8,753

（単位：t/年）

（単位：g/人・日）

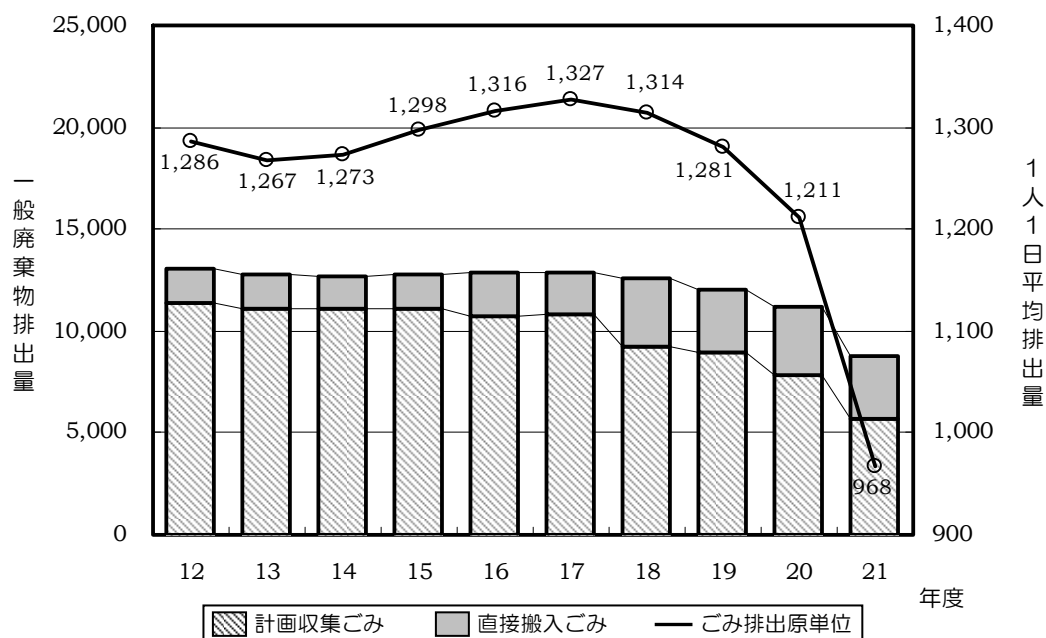


図 1-5 ごみ排出量の推移（構成町村全体）

## 資料 2. 構成町村の人口推計

### 1. 行政区域内人口の実績

過去 10 年間の行政区域内人口の実績を表 2-1 に示す。

表 2-1 行政区域内人口の推移

(単位：人)

区 分	岩内町	共和町	泊 村	神恵内村	全 体
12年度	17,201	7,311	2,127	1,246	27,885
13	17,117	7,297	2,094	1,222	27,730
14	16,839	7,178	2,100	1,225	27,342
15	16,573	7,173	2,114	1,199	27,059
16	16,386	7,056	2,098	1,172	26,712
17	16,354	7,036	2,082	1,134	26,606
18	16,061	6,934	2,070	1,103	26,168
19	15,763	6,844	2,024	1,090	25,721
20	15,437	6,755	1,983	1,091	25,266
21	15,086	6,643	1,960	1,077	24,766

### 2. 行政区域内人口の推計

人口は、以下の手順により推計する。

- (1) 過去 10 年間の人口実績を統計手法に適用し、各人口推計式を算出する。
- (2) 各人口推計式について相関係数を算出する。
- (3) 直近年度の人口実績と各人口推計式から導かれる人口推計値の差を補正し、各人口推計値を算出する。
- (4) 相関係数などを勘案し、採用する人口推計式及び人口推計値を決める。

なお、統計手法は次の 9 式を用い、最小二乗法により人口推計をする。

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| ① 1 次式     | $y = A + B \cdot t$                 |
| ② 2 次式     | $y = A + B \cdot t + C \cdot t^2$   |
| ③ 1 次指数式   | $y = A \cdot B^t$                   |
| ④ ベキ式      | $y = y_0 + A (t - t_0)^B$           |
| ⑤ ロジスティック式 | $y = C / (1 + \exp(B - A \cdot t))$ |
| ⑥ 分数式      | $y = A + B / t$                     |

- ⑦ ルート式  $y = A + B\sqrt{t}$   
 ⑧ 対数式  $y = A + B \cdot \ln(t)$   
 ⑨ ベキ乗式  $y = A \cdot t^B$

※  $y$  : 人口、 $t$  : 年度、 $A, B, C$  : パラメーター

統計手法による人口推計式の相関係数を表 2-2 に示す。

相関係数は、各町村において大きな差はなく、どの推計式も当てはまりがよい。そこで、平成 22 年 6 月策定の「岩内地方衛生組合分別収集計画書」において使用している人口推計値に近い傾向を示している推計式を採用するものとする。

岩内町は対数式、共和町・神恵内村はルート式、泊村は分数式を採用する。

各町村とも行政区域内全域を計画収集していることから、計画収集人口は行政区域内人口と同値であるとする。

表 2-2 人口推計式の相関係数

構成町村	採用式	相関係数	構成町村	採用式	相関係数
岩内町	1次式	0.98878	共和町	1次式	0.98912
	2次式	0.99475		2次式	0.99559
	1次指数式	0.98669		1次指数式	0.98754
	ベキ式	0.99367		ベキ式	0.99292
	ロジスティック式	0.99029		ロジスティック式	0.99102
	分数式	0.96090		分数式	0.95990
	ルート式	0.98395		ルート式	0.98407
	対数式	0.97767		対数式	0.97761
	ベキ乗式	0.97434		ベキ乗式	0.97476
泊村	1次式	0.90537	神恵内村	1次式	0.97807
	2次式	0.97697		2次式	0.98012
	1次指数式	0.90060		1次指数式	0.97957
	ベキ式	0.88548		ベキ式	0.97709
	ロジスティック式	0.90981		ロジスティック式	0.97789
	分数式	0.83956		分数式	0.97156
	ルート式	0.89027		ルート式	0.97933
	対数式	0.87415		対数式	0.97848
	ベキ乗式	0.86983		ベキ乗式	0.97696

表 2-3 構成町村の人口推計式

構成町村	採用式	人口推計式
岩内町	対数式	$y = 26,205.398 - 3,652.256 \times \ln(t)$
共和町	ルート式	$y = 9,363.837 - 593.653 \times \sqrt{t}$
泊村	分数式	$y = 1,769.141 + 4,013.847 / t$
神恵内村	ルート式	$y = 1,847.426 - 168.182 \sqrt{t}$

表 2-4 行政区域内人口の推計

(単位：人)

区分	岩内町	共和町	泊村	神恵内村	全体
22年度	14,916	6,579	1,952	1,059	24,506
23	14,754	6,517	1,944	1,041	24,256
24	14,598	6,456	1,936	1,024	24,014
25	14,449	6,396	1,930	1,007	23,782
26	14,306	6,337	1,924	990	23,557
27	14,168	6,279	1,918	974	23,339
28	14,035	6,223	1,912	957	23,127
29	13,907	6,167	1,908	942	22,924
30	13,783	6,112	1,903	926	22,724
31	13,664	6,059	1,899	911	22,533
32	13,548	6,006	1,895	896	22,345
33	13,435	5,954	1,891	881	22,161
34	13,326	5,902	1,887	867	21,982
35	13,220	5,852	1,884	852	21,808
36	13,117	5,802	1,881	838	21,638
37	13,017	5,753	1,878	824	21,472

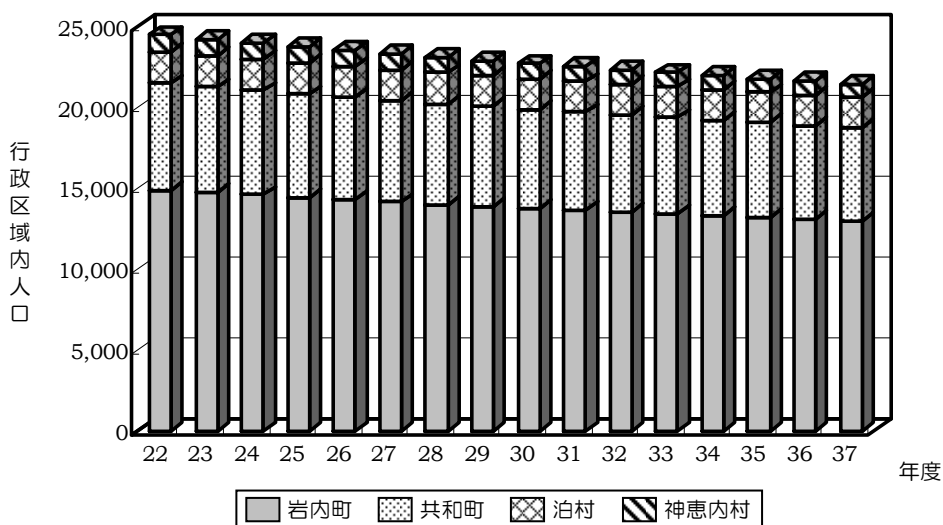


図 2-1 行政区域内人口の推計

### 資料 3. ごみ排出量の推計

#### 1. ごみ排出量削減目標

構成町村におけるごみ排出量割合（削減率）を表 3-1 に示す。

第 5 章で示した「循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道循環型社会形成推進基本計画」におけるごみ排出量に関する目標値と比較しても、各計画の目標年次はまだ先であるが、平成 12 年度～21 年度にかけての泊村の 1 人 1 日あたりのごみ排出量を除いて、平成 21 年度においてこれら目標値を達成している。

今後は、ごみ排出量を増加させることなく、さらなるごみ排出抑制を進め、循環型社会形成を図っていくものとする。

表 3-1 ごみ排出量割合

(単位：%)

区 分	岩内町	共和町	泊 村	神恵内村	国・道の目標
一般廃棄物排出量	▲25.1 (H19→21)	▲31.9 (H19→21)	▲25.1 (H19→21)	▲43.1 (H19→21)	15%削減(道) (H19→26)
1人1日あたりのごみ排出量	▲27.1 (H12→21)	▲23.2 (H12→21)	15.1 (H12→21)	▲53.4 (H12→21)	10%削減(国) (H12→27)
	▲21.7 (H19→21)	▲29.8 (H19→21)	▲22.7 (H19→21)	▲42.5 (H19→21)	12%削減(道) (H19→26)
1人1日あたりの家庭ごみ排出量	▲47.4 (H12→21)	▲39.8 (H12→21)	▲19.5 (H12→21)	▲53.7 (H12→21)	20%削減(国) (H12→27)
	▲32.3 (H19→21)	▲42.1 (H19→21)	▲26.9 (H19→21)	▲43.2 (H19→21)	14%削減(道) (H19→26)

#### 〔参考〕

周辺町村におけるごみ処理有料化開始前後のごみ排出量の推移を表 3-2 に示す。

いずれの町村もごみ処理有料化開始後にごみ排出量が減少しており、その後も再び増加することなく推移している。

表 3-2 ごみ処理有料化に伴う家庭ごみ排出原単位の推移（周辺町村）

（単位：g/人日）

区 分	島牧村	寿都町	黒松内村	蘭越町	二セコ町	京極町
13 年度	1,273	1,355	1,135	970	890	1,107
14	1,401	1,422	1,184	887	1,210	859
15	1,561	1,678	1,280	659	840	707
16	682	1,028	786	680	879	709
17	710	1,005	792	640	893	723
18	596	868	690	712	889	692
19	597	821	689	716	880	666
20	581	814	690	704	795	672
有料化 開始年	H15.10	H15.10	H15.10	H15.1	H14.10	H15.4
削減割合 (H13→ H20)	54.4%	39.9%	39.2%	27.4%	10.7%	39.3%

※環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

## 2. 計画収集ごみ排出量の推計

### 2-1 計画収集ごみ原単位

過去 5 年間の計画収集ごみ排出原単位を表 3-3 に示す。ごみ排出原単位は、ごみ処理有料化により大きく減少している。

今後ごみ排出抑制を進め、中間目標年次である平成 27 年度までに 1%のごみ排出原単位削減を図っていくものとする。平成 27 年度以降は、ごみ排出原単位を増加させずに、横這いで推移させるようにする。

表 3-3 計画収集ごみ排出原単位の推移

（単位：g/人日）

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
岩 内 町	1,178	952	957	918	648
共 和 町	820	808	769	593	445
泊 村	1,282	1,308	1,381	1,198	1,009
神恵内村	1,691	1,642	1,332	776	756



## 2-2 資源ごみ量

平成 20 年 5 月から資源ごみの対象品目を増やし、リサイクルの強化を図っている。そこで、平成 20 年度～21 年度の排出実績をもとに資源ごみ量を推計する。

現状対象としている品目については、表 3-4 に示す過去 2 年間の排出原単位（平均）を推計値とする。平成 26 年度から対象品目とする予定であるその他紙製容器包装については、「市町村分別収集計画策定の手引き（五訂版）」を参考に、ごみ排出量に占める割合を 4.7%、回収率を 30%として推計する。

表 3-4 資源ごみ排出原単位

(単位：g/人日)

区 分	岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村
無色びん	8.3	5.4	3.9	9.3
茶色びん	11.7	7.6	5.5	11.6
その他びん	4.7	3.0	2.2	5.1
スチール缶	6.2	5.2	5.6	7.5
アルミ缶	5.6	4.7	5.1	6.8
ダンボール	21.9	10.8	0.8	0.0
新聞紙	36.8	19.1	0.7	0.0
雑誌	15.8	13.4	0.4	0.0
紙パック	0.8	0.8	0.0	0.0
ペットボトル	9.5	8.4	9.5	9.4
その他プラ製容器	21.4	14.1	16.8	26.8

※泊村・神恵内村では村独自に紙類を回収しており、本組合に搬入されていないため、資源ごみ排出原単位がゼロもしくはわずかとなっている。

## 2-3 可燃ごみ量、不燃・粗大ごみ量

直近の平成 21 年度の可燃ごみ量と不燃・粗大ごみ量の割合を用いて推計する。

なお、その他紙製容器包装の分別収集が開始される平成 26 年度以降は、上記の平均割合により推計された可燃ごみ量から、その他紙製容器包装の排出量を差し引いた量を可燃ごみ量とする。

表 3-5 可燃ごみの割合

区 分	岩 内 町	共 和 町	泊 村	神 恵 内 村
可燃ごみの割合 (%)	88.9	86.6	84.9	88.9

※可燃ごみの割合＝可燃ごみ量÷（可燃ごみ量＋不燃・粗大ごみ量）

### 3. 直接搬入ごみ排出量の推計

#### 3-1 直接搬入ごみ排出量

過去5年間の直接搬入ごみ排出量を表3-6に示す。

岩内町、泊村では、平成17年度から18年度にかけて大きく増加し、その後は大きな増減なく推移している。共和町では、平成17年度から18年度にかけて大きく減少し、その後は大きな増減なく推移している。神恵内村は、直接搬入ごみ量がわずかである。

直接搬入ごみについてもごみ排出抑制を進めていき、平成18年度～21年度の平均値をベースにして、年間1%のごみ排出量削減を図っていくものとする。

表3-6 直接搬入ごみ排出量の推移

(単位：t/年)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
岩内町	1,234	2,358	2,152	2,259	2,169
共和町	739	597	483	623	559
泊 村	101	319	417	472	354
神恵内村	2	2	1	0	5

#### 3-2 可燃ごみ量、不燃・粗大ごみ量

計画収集ごみと同様、平成21年度の可燃ごみ量と不燃・粗大ごみ量の割合を用いて推計する。

表3-7 可燃ごみの割合

区 分	岩内町	共和町	泊 村	神恵内村
可燃ごみの割合(%)	84.3	79.8	87.6	100.0

※可燃ごみの割合＝可燃ごみ量÷(可燃ごみ量＋不燃・粗大ごみ量)

### 4. ごみ排出量推計のまとめ

分別区分ごとのごみ排出量推計結果を表3-8～3-12及び図3-1～図3-5に、資源ごみ対象品目ごとの推計結果を表3-13～3-17に示す。

表 3-8 ごみ排出量の推計（岩内町）

（単位：t/年、原単位はg/人日）

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計	(原単位)
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計		
22	2,440	305	777	3,522	1,866	347	2,213	5,735	1,053
23	2,411	301	767	3,479	1,847	344	2,191	5,670	1,053
24	2,380	297	760	3,437	1,828	341	2,169	5,606	1,052
25	2,350	293	753	3,396	1,810	337	2,147	5,543	1,051
26	2,276	290	792	3,358	1,792	334	2,126	5,484	1,050
27	2,248	287	785	3,320	1,775	330	2,105	5,425	1,049
28	2,226	284	779	3,289	1,757	327	2,084	5,373	1,049
29	2,209	281	769	3,259	1,739	324	2,063	5,322	1,048
30	2,187	279	764	3,230	1,721	321	2,042	5,272	1,048
31	2,169	277	756	3,202	1,705	317	2,022	5,224	1,047
32	2,150	274	751	3,175	1,688	314	2,002	5,177	1,047
33	2,134	272	742	3,148	1,671	311	1,982	5,130	1,046
34	2,115	270	738	3,123	1,654	308	1,962	5,085	1,045
35	2,098	267	733	3,098	1,637	305	1,942	5,040	1,044
36	2,082	265	727	3,074	1,621	302	1,923	4,997	1,044
37	2,066	263	721	3,050	1,605	299	1,904	4,954	1,043

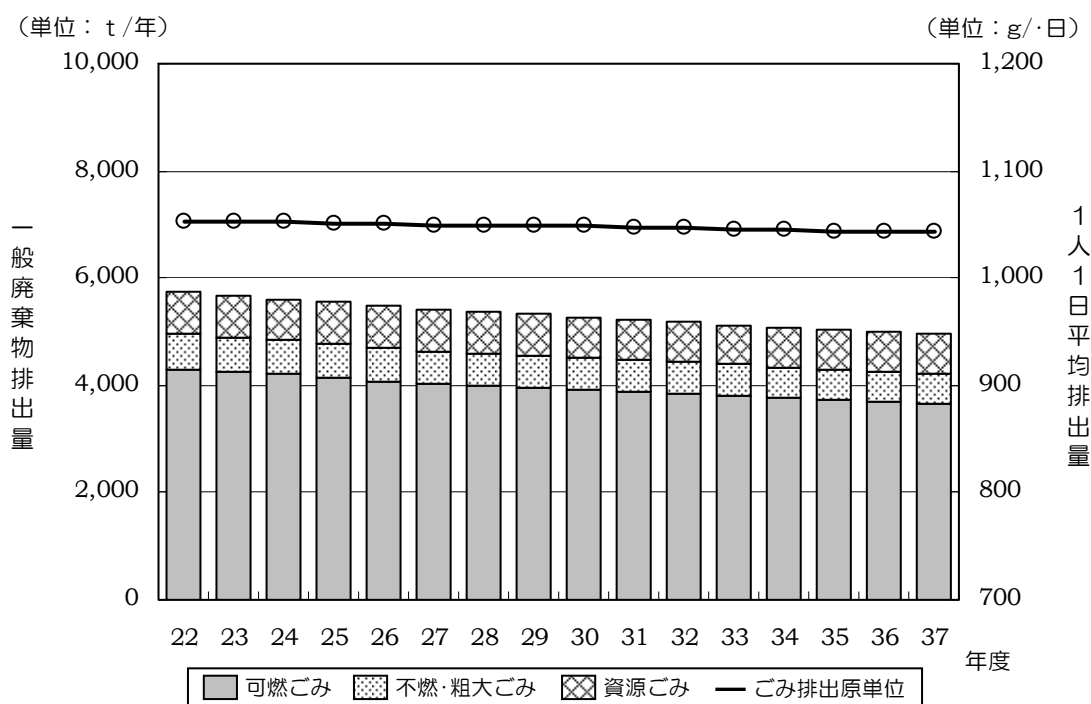


図 3-1 ごみ排出量の推計（岩内町）

表 3-9 ごみ排出量の推計（共和町）

（単位：t/年、原単位はg/人日）

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計	(原単位)
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計		
22	732	113	221	1,066	447	113	560	1,626	677
23	724	112	220	1,056	442	112	554	1,610	677
24	715	111	218	1,044	437	111	548	1,592	676
25	706	109	217	1,032	433	110	543	1,575	675
26	686	108	228	1,022	429	109	538	1,560	674
27	678	107	226	1,011	425	108	533	1,544	674
28	672	106	224	1,002	421	107	528	1,530	674
29	665	105	223	993	417	106	523	1,516	673
30	659	104	221	984	413	105	518	1,502	673
31	653	103	219	975	409	104	513	1,488	673
32	648	102	217	967	405	103	508	1,475	673
33	641	101	216	958	401	102	503	1,461	672
34	638	101	211	950	397	101	498	1,448	672
35	631	100	211	942	393	100	493	1,435	672
36	627	99	208	934	389	99	488	1,422	671
37	620	98	208	926	385	98	483	1,409	671

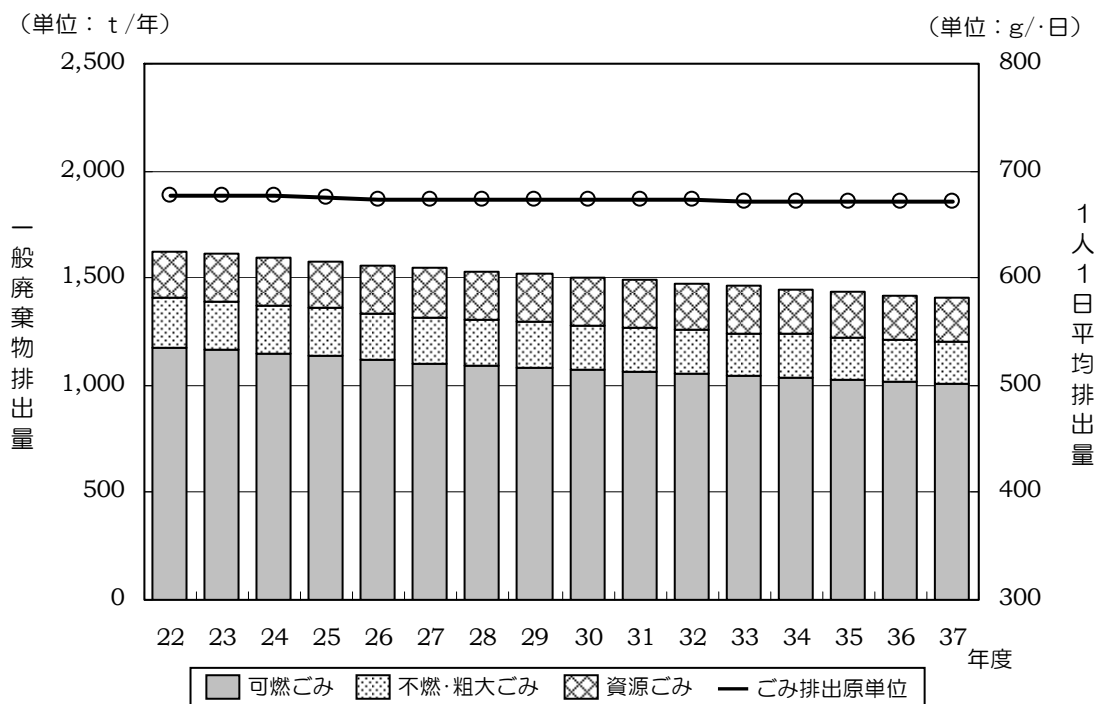


図 3-2 ごみ排出量の推計（共和町）

表 3-10 ごみ排出量の推計（泊村）

（単位：t/年、原単位はg/人日）

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計	(原単位)
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計		
22	577	103	37	717	339	48	387	1,104	1,550
23	575	102	37	714	336	47	383	1,097	1,546
24	571	101	37	709	332	47	379	1,088	1,540
25	568	101	37	706	329	46	375	1,081	1,535
26	555	101	47	703	325	46	371	1,074	1,529
27	552	100	47	699	321	46	367	1,066	1,523
28	550	100	47	697	318	45	363	1,060	1,519
29	549	100	47	696	314	45	359	1,055	1,515
30	548	99	47	694	311	44	355	1,049	1,510
31	546	99	47	692	307	44	351	1,043	1,505
32	545	99	47	691	304	43	347	1,038	1,501
33	544	99	47	690	301	43	344	1,034	1,498
34	543	98	47	688	299	42	341	1,029	1,494
35	542	98	47	687	296	42	338	1,025	1,491
36	541	98	47	686	293	42	335	1,021	1,487
37	541	98	46	685	291	41	332	1,017	1,484

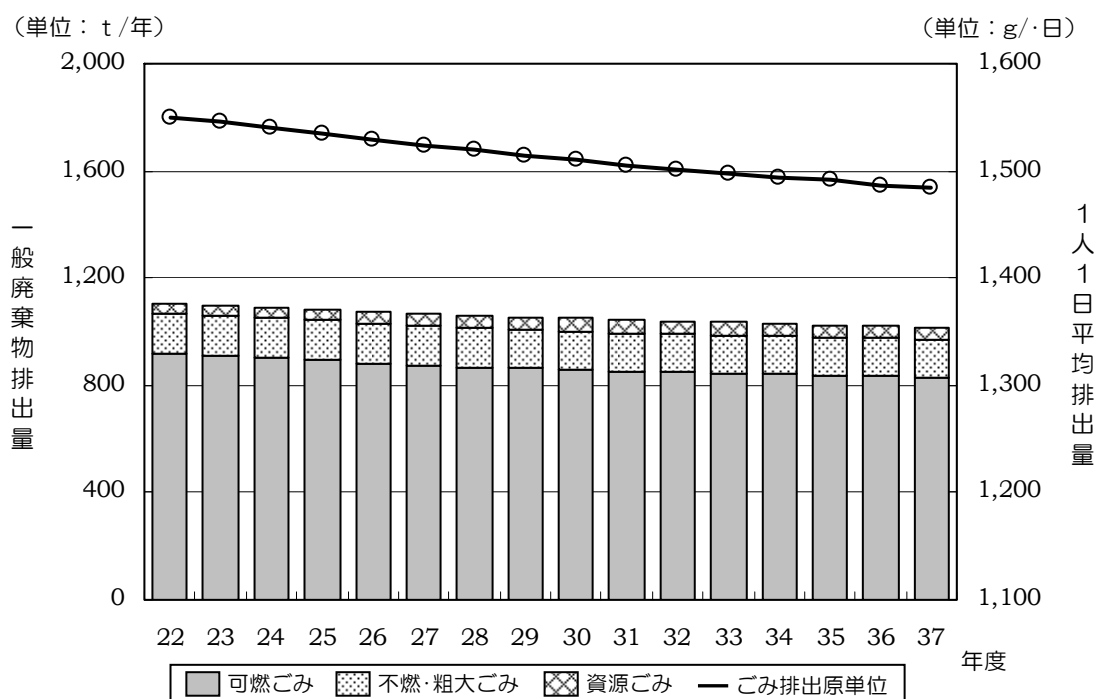


図 3-3 ごみ排出量の推計（泊村）

表 3-11 ごみ排出量の推計（神恵内村）

（単位：t/年、原単位はg/人日）

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計	(原単位)
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計		
22	233	29	30	292	2	0	2	294	761
23	228	28	30	286	2	0	2	288	758
24	224	28	29	281	2	0	2	283	757
25	221	28	27	276	2	0	2	278	756
26	213	27	31	271	2	0	2	273	756
27	208	27	31	266	2	0	2	268	754
28	205	26	30	261	2	0	2	263	753
29	201	26	30	257	2	0	2	259	753
30	198	25	30	253	2	0	2	255	754
31	195	25	29	249	2	0	2	251	755
32	193	24	28	245	2	0	2	247	755
33	189	24	28	241	2	0	2	243	756
34	186	24	27	237	2	0	2	239	755
35	183	23	27	233	2	0	2	235	756
36	179	23	27	229	2	0	2	231	755
37	177	22	26	225	2	0	2	227	755

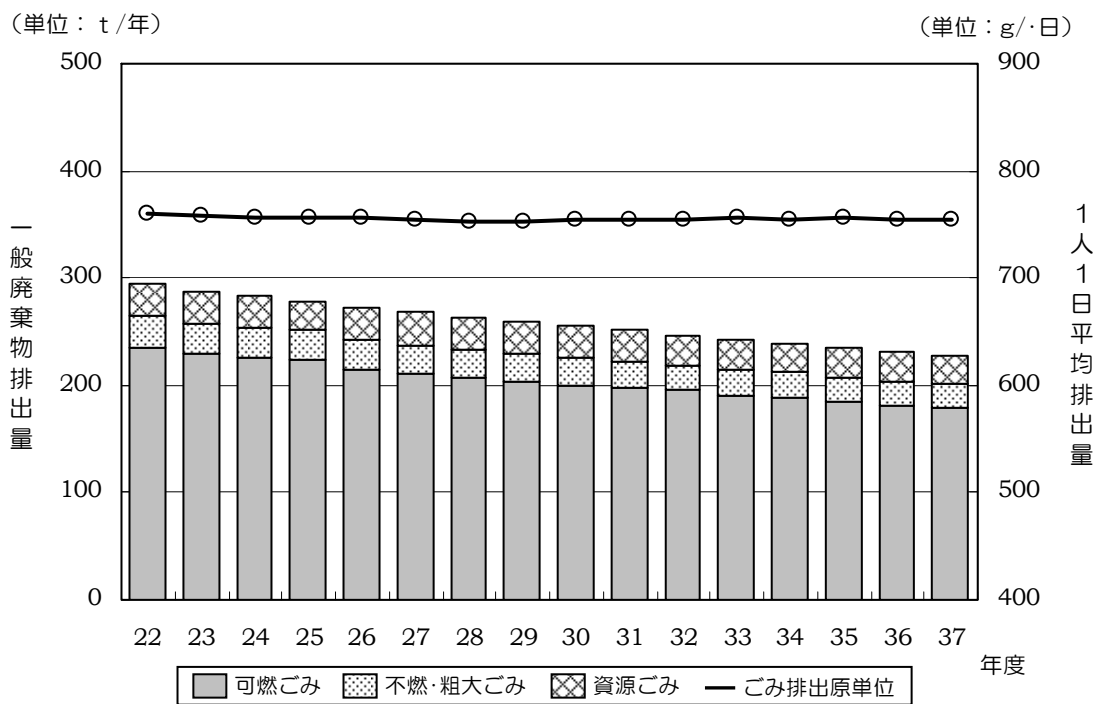


図 3-4 ごみ排出量の推計（神恵内村）

表 3-12 ごみ排出量の推計（構成町村全体）

（単位：t/年、原単位はg/人日）

区分	計画収集ごみ				直接搬入ごみ			合計	(原単位)
	可燃	不燃・粗大	資源	計	可燃	不燃・粗大	計		
22	3,982	550	1,065	5,597	2,654	508	3,162	8,759	979
23	3,938	543	1,054	5,535	2,627	503	3,130	8,665	979
24	3,890	537	1,044	5,471	2,599	499	3,098	8,569	978
25	3,845	531	1,034	5,410	2,574	493	3,067	8,477	977
26	3,730	526	1,098	5,354	2,548	489	3,037	8,391	976
27	3,686	521	1,089	5,296	2,523	484	3,007	8,303	975
28	3,653	516	1,080	5,249	2,498	479	2,977	8,226	974
29	3,624	512	1,069	5,205	2,472	475	2,947	8,152	974
30	3,592	507	1,062	5,161	2,447	470	2,917	8,078	974
31	3,563	504	1,051	5,118	2,423	465	2,888	8,006	973
32	3,536	499	1,043	5,078	2,399	460	2,859	7,937	973
33	3,508	496	1,033	5,037	2,375	456	2,831	7,868	973
34	3,482	493	1,023	4,998	2,352	451	2,803	7,801	972
35	3,454	488	1,018	4,960	2,328	447	2,775	7,735	972
36	3,429	485	1,009	4,923	2,305	443	2,748	7,671	971
37	3,404	481	1,001	4,886	2,283	438	2,721	7,607	971

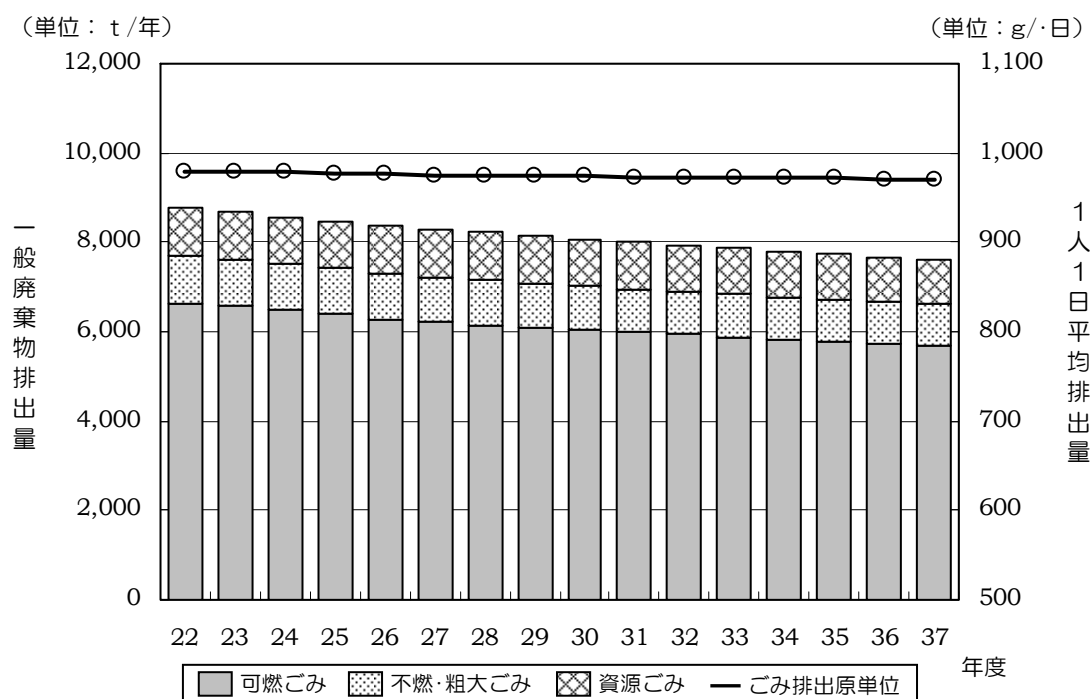


図 3-5 ごみ排出量の推計（構成町村全体）

表 3-13 資源ごみ量の推計（岩内町）

（単位：t/年）

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	リール缶	アール缶	ダンボール
22	45	64	26	34	30	119
23	45	63	25	33	30	118
24	44	62	25	33	30	117
25	44	62	25	33	30	115
26	43	61	25	32	29	114
27	43	61	24	32	29	113
28	43	60	24	32	29	112
29	42	59	24	31	28	111
30	42	59	24	31	28	110
31	41	58	23	31	28	109
32	41	58	23	31	28	108
33	41	57	23	30	27	107
34	40	57	23	30	27	107
35	40	56	23	30	27	106
36	40	56	23	30	27	105
37	39	56	22	29	27	104

区分	新聞紙	雑誌	紙パック	その他紙製	ペットボトル	その他プラ製	合計
22	200	86	4	0	52	117	777
23	198	85	4	0	51	115	767
24	196	84	4	0	51	114	760
25	194	83	4	0	50	113	753
26	192	83	4	47	50	112	792
27	190	82	4	47	49	111	785
28	189	81	4	46	49	110	779
29	187	80	4	46	48	109	769
30	185	79	4	46	48	108	764
31	184	79	4	45	47	107	756
32	182	78	4	45	47	106	751
33	180	77	4	44	47	105	742
34	179	77	4	44	46	104	738
35	178	76	4	44	46	103	733
36	176	76	4	43	45	102	727
37	175	75	4	43	45	102	721



表 3-14 資源ごみ量の推計（共和町）

（単位：t/年）

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	ｽｰﾙ缶	ﾌﾙ缶	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ
22	13	18	7	12	11	26
23	13	18	7	12	11	26
24	13	18	7	12	11	25
25	13	18	7	12	11	25
26	12	18	7	12	11	25
27	12	17	7	12	11	25
28	12	17	7	12	11	25
29	12	17	7	12	11	24
30	12	17	7	12	10	24
31	12	17	7	11	10	24
32	12	17	7	11	10	24
33	12	17	7	11	10	23
34	12	16	6	11	10	23
35	12	16	6	11	10	23
36	11	16	6	11	10	23
37	11	16	6	11	10	23

区分	新聞紙	雑誌	紙ﾊﾞｯｸ	その他紙製	ﾊﾞｯﾄﾙ	その他ﾌﾟﾗｽチック	合計
22	46	32	2	0	20	34	221
23	45	32	2	0	20	34	220
24	45	32	2	0	20	33	218
25	45	31	2	0	20	33	217
26	44	31	2	14	19	33	228
27	44	31	2	14	19	32	226
28	43	30	2	14	19	32	224
29	43	30	2	14	19	32	223
30	43	30	2	14	19	31	221
31	42	30	2	14	19	31	219
32	42	29	2	14	18	31	217
33	42	29	2	14	18	31	216
34	41	29	2	13	18	30	211
35	41	29	2	13	18	30	211
36	40	28	2	13	18	30	208
37	40	28	2	13	18	30	208

表 3-15 資源ごみ量の推計（泊村）

（単位：t/年）

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	ｽｰﾙ缶	ﾌﾙ缶	ﾀﾞﾝﾎﾟｰﾙ
22	3	4	2	4	4	1
23	3	4	2	4	4	1
24	3	4	2	4	4	1
25	3	4	2	4	4	1
26	3	4	2	4	4	1
27	3	4	2	4	4	1
28	3	4	2	4	4	1
29	3	4	2	4	4	1
30	3	4	2	4	4	1
31	3	4	2	4	4	1
32	3	4	2	4	4	1
33	3	4	2	4	4	1
34	3	4	2	4	4	1
35	3	4	2	4	4	1
36	3	4	2	4	4	1
37	3	4	2	4	3	1

区分	新聞紙	雑誌	紙ﾊﾟｯｸ	その他紙製	ﾊﾟｯﾄﾞﾄﾞﾙ	その他ﾌﾟﾗｽチック	合計
22	0	0	0	0	7	12	37
23	0	0	0	0	7	12	37
24	0	0	0	0	7	12	37
25	0	0	0	0	7	12	37
26	0	0	0	10	7	12	47
27	0	0	0	10	7	12	47
28	0	0	0	10	7	12	47
29	0	0	0	10	7	12	47
30	0	0	0	10	7	12	47
31	0	0	0	10	7	12	47
32	0	0	0	10	7	12	47
33	0	0	0	10	7	12	47
34	0	0	0	10	7	12	47
35	0	0	0	10	7	12	47
36	0	0	0	10	7	12	47
37	0	0	0	10	7	12	46

表 3-16 資源ごみ量の推計（神恵内村）

（単位：t/年）

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	ｽｰﾙ缶	ﾌﾙ缶	ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ
22	4	4	2	3	3	0
23	4	4	2	3	3	0
24	3	4	2	3	3	0
25	3	4	2	3	2	0
26	3	4	2	3	2	0
27	3	4	2	3	2	0
28	3	4	2	3	2	0
29	3	4	2	3	2	0
30	3	4	2	3	2	0
31	3	4	2	2	2	0
32	3	4	2	2	2	0
33	3	4	2	2	2	0
34	3	4	2	2	2	0
35	3	4	2	2	2	0
36	3	4	2	2	2	0
37	3	3	2	2	2	0

区分	新聞紙	雑誌	紙ﾊﾟｯｸ	その他紙製	ﾊﾟｯﾄﾞﾄﾙ	その他ﾌﾟﾗ製	合計
22	0	0	0	0	4	10	30
23	0	0	0	0	4	10	30
24	0	0	0	0	4	10	29
25	0	0	0	0	3	10	27
26	0	0	0	4	3	10	31
27	0	0	0	4	3	10	31
28	0	0	0	4	3	9	30
29	0	0	0	4	3	9	30
30	0	0	0	4	3	9	30
31	0	0	0	4	3	9	29
32	0	0	0	3	3	9	28
33	0	0	0	3	3	9	28
34	0	0	0	3	3	8	27
35	0	0	0	3	3	8	27
36	0	0	0	3	3	8	27
37	0	0	0	3	3	8	26

表 3-17 資源ごみ量の推計（構成町村全体）

（単位：t/年）

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	ｽｰﾙ缶	ﾌﾟﾗｽチック缶	ﾀﾞﾝﾎﾟｰﾙ
22	65	90	37	53	48	146
23	65	89	36	52	48	145
24	63	88	36	52	48	143
25	63	88	36	52	47	141
26	61	87	36	51	46	140
27	61	86	35	51	46	139
28	61	85	35	51	46	138
29	60	84	35	50	45	136
30	60	84	35	50	44	135
31	59	83	34	48	44	134
32	59	83	34	48	44	133
33	59	82	34	47	43	131
34	58	81	33	47	43	131
35	58	80	33	47	43	130
36	57	80	33	47	43	129
37	56	79	32	46	42	128

区分	新聞紙	雑誌	紙ﾊﾟｯｸ	その他紙製	ﾊﾟｯｯﾄﾞﾄﾞﾙ	その他ﾌﾟﾗｽチック製	合計
22	246	118	6	0	83	173	1,065
23	243	117	6	0	82	171	1,054
24	241	116	6	0	82	169	1,044
25	239	114	6	0	80	168	1,034
26	236	114	6	75	79	167	1,098
27	234	113	6	75	78	165	1,089
28	232	111	6	74	78	163	1,080
29	230	110	6	74	77	162	1,069
30	228	109	6	74	77	160	1,062
31	226	109	6	73	76	159	1,051
32	224	107	6	72	75	158	1,043
33	222	106	6	71	75	157	1,033
34	220	106	6	70	74	154	1,023
35	219	105	6	70	74	153	1,018
36	216	104	6	69	73	152	1,009
37	215	103	6	69	73	152	1,001

## 資料4. ごみ処理量の推計

### 1. 破碎処理量

破碎施設では、搬入された不燃・粗大ごみのうち破碎できないごみ（埋立限定ごみ）を取り除いたものを処理している。破碎後は、破碎可燃物、破碎残さ（破碎不燃物）、有価物（鉄類）の3種類に選別している。

破碎処理量内訳は、不燃・粗大ごみ推計量に直近の平成21年度のこれら内訳の比率を掛けて算出する。（計画期間内に不燃・粗大ごみ処理施設の整備を行う計画であり、処理方式によってこれら処理物の内容や量が異なることが考えられるが、処理方式の詳細検討は数年先のため、本計画では現有施設と同じ処理方式の場合を想定した処理量を算出する。）

※破碎可燃物 48.9%、破碎残さ 30.5%、有価物 20.4%、埋立限定ごみ 0.2%

表 4-1 破碎処理量の推計

（単位：t/年）

区分	搬入量 不燃・粗大ごみ	処理量				埋立限定
		破碎可燃物	破碎残渣	有価物回収	計	
22	1,058	517	323	216	1,056	2
23	1,046	511	319	214	1,044	2
24	1,036	507	316	211	1,034	2
25	1,024	501	312	209	1,022	2
26	1,015	496	310	207	1,013	2
27	1,005	491	307	205	1,003	2
28	995	487	303	203	993	2
29	987	483	301	201	985	2
30	977	478	298	199	975	2
31	969	474	296	197	967	2
32	959	469	292	196	957	2
33	952	466	290	194	950	2
34	944	462	288	192	942	2
35	935	457	285	191	933	2
36	928	454	283	189	926	2
37	919	449	280	188	917	2

## 2. 焼却処理量

焼却施設では、搬入された可燃ごみ及び破碎可燃物の処理をしている。

焼却残さ量は、これら搬入量に、焼却処理量に対する直近の平成21年度の比率14.5%を掛けて算出する。(計画期間内に可燃ごみ処理施設の整備を行う計画であり、処理方式によって処理物の内容や量が異なることが考えられるが、処理方式の詳細検討は数年先のため、本計画では現有施設と同じ処理方式の場合を想定した処理量を算出する。)

表 4-2 焼却処理量の推計

(単位：t/年)

区分	搬入量			焼却残さ量
	可燃ごみ	破碎可燃物	計	
22	6,636	517	7,153	1,037
23	6,565	511	7,076	1,026
24	6,489	507	6,996	1,014
25	6,419	501	6,920	1,003
26	6,278	496	6,774	982
27	6,209	491	6,700	972
28	6,151	487	6,638	963
29	6,096	483	6,579	954
30	6,039	478	6,517	945
31	5,986	474	6,460	937
32	5,935	469	6,404	929
33	5,883	466	6,349	921
34	5,834	462	6,296	913
35	5,782	457	6,239	905
36	5,734	454	6,188	897
37	5,687	449	6,136	890

### 3. 埋立処分量

埋立処分されるのは、埋立限定ごみ、じん芥処理場からの破碎残さと焼却残さ、及び水処理汚泥等である。また、平成 27 年度からし尿処理施設脱水汚泥を埋立処分する計画である。

水処理汚泥等の埋立量は、過去 5 年間の実績平均より 31t/年とする。し尿処理施設脱水汚泥の埋立量は 94t/年とする。

表 4-3 埋立処分量の推計

(単位：t/年)

区分	焼却残渣	破碎残渣	埋立限定	水処理汚泥等	し尿処理汚泥	合計
22	1,037	323	2	31	0	1,393
23	1,026	319	2	31	0	1,378
24	1,014	316	2	31	0	1,363
25	1,003	312	2	31	0	1,348
26	982	310	2	31	0	1,325
27	972	307	2	31	94	1,406
28	963	303	2	31	94	1,393
29	954	301	2	31	94	1,382
30	945	298	2	31	94	1,370
31	937	296	2	31	94	1,360
32	929	292	2	31	94	1,348
33	921	290	2	31	94	1,338
34	913	288	2	31	94	1,328
35	905	285	2	31	94	1,317
36	897	283	2	31	94	1,307
37	890	280	2	31	94	1,297